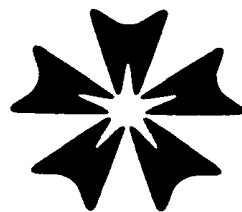


第5期芽室町地域福祉計画

令和5（2023）年度～令和8（2026）年度



めむろ

令和5年3月

北海道芽室町

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況	7
1 人口構造の推移	8
2 人口推計と世帯数の推移	8
3 要介護認定者の推移	9
4 障がい者の推移	9
5 生活困窮者の状況	10
第3章 計画の理念と目標	11
1 基本理念	12
2 計画目標	13
3 施策の体系	15
第4章 施策の推進に向けた取り組み	17
1 計画目標Ⅰ	18
2 計画目標Ⅱ	28
3 計画目標Ⅲ	40
4 計画の推進体制	53
5 地域共生型社会イメージ	55
6 重層的支援体制のイメージ	56
資料編	57
関係団体からの意見聴取	58
参考資料	61

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

全国的に、少子高齢化・人口減少は進み、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、75歳以上の高齢者が全人口の18%を占め、生産人口（15歳以上65歳未満）2人で1人の高齢者を支える時代になります。医療・介護分野への給付の増加は、国民の負担能力を上回って増加する見通しであり、施設への入院・入所ではなく、地域で支え、住み慣れた地域で安心して暮らしてもらうことの重要性は一層増してくるものであります。

このような中、国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や関係機関が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現に向け、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

少子高齢化社会における「地域共生社会」の実現に向けては、「地域包括ケアシステム」を支える「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のうち、介護保険に代表される社会保障制度の「共助」や、高齢者福祉事業・生活保護制度に代表される「公助」への期待が難しくなることが見込まれることから、「自助」・「互助」の果たす役割がますます大きくなります。また、高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談支援では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、孤立しているケース等を確実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような包括的・重層的な支援体制づくりが求められています。

芽室町では、平成18年に第1期地域福祉計画を策定し、社会状況の変化や芽室町総合計画との整合を図るべく、平成30年に第4期計画（令和元年度から4年度）として見直しを行いました。

この間、災害時要配慮者の支援体制づくり等さまざまな施策を実施してきましたが、地域福祉を取り巻く環境の更なる変化に対応するため、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする第5期地域福祉計画を策定します。

2 計画策定の目的

町民の多くは、いつまでも住み慣れた地域で、安全・安心な生活を送ることを望んでいます。

一方、地域には、高齢者や障がい者だけでなく、何らかの支援を必要としている人がたくさんいます。

今、支えなしに暮らしている人も、いつかは支えが必要となるかもしれません。支援の必要な人もそうでない人も、すべての町民が、生活の拠点である住み慣れた地域で、それまで培った絆を保ちながら、地域の一員としてのつながりをもって生活を送ることが重要です。

この計画は、第4期計画を継承し地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通じて、幅広い町民の主体的な参加と関係機関や行政の協働のもとに地域の福祉力を高め、地域共生型社会の実現に向けて、「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」の推進を目的として策定します。

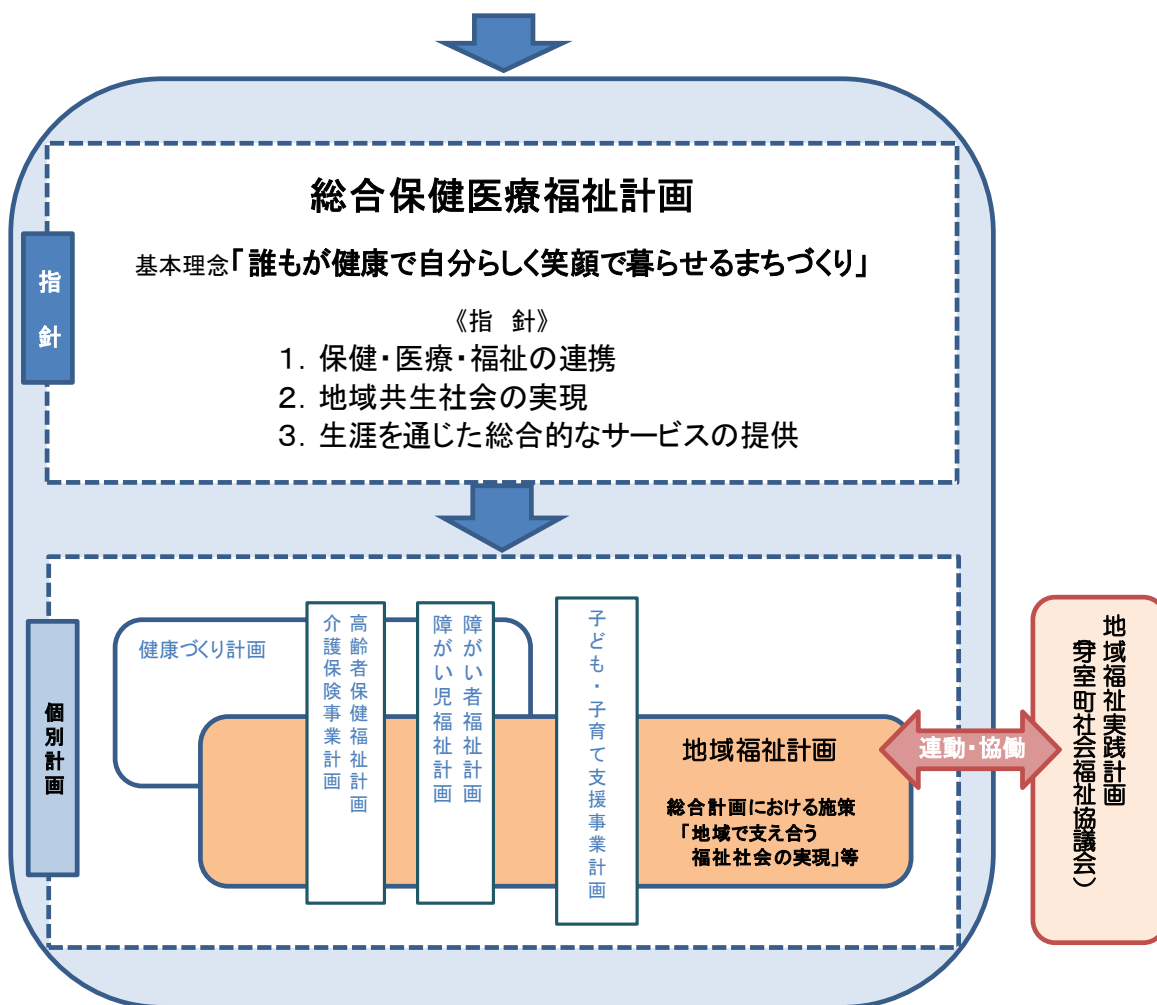
3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

また、本計画は、本町のまちづくりの計画として最も上位に位置づけられている「第5期芽室町総合計画」の保健・医療・福祉施策を総合的に推進する「芽室町総合保健医療福祉計画」に規定する個別計画のひとつであり、『地域』等のキーワードをもとに、他の個別計画を横断的に内包する計画です。

さらに、芽室町社会福祉協議会が策定する「第6期地域福祉実践計画」と連動・協働のもと、地域福祉施策を展開していくこととしています。

第5期芽室町総合計画



4 計画の期間

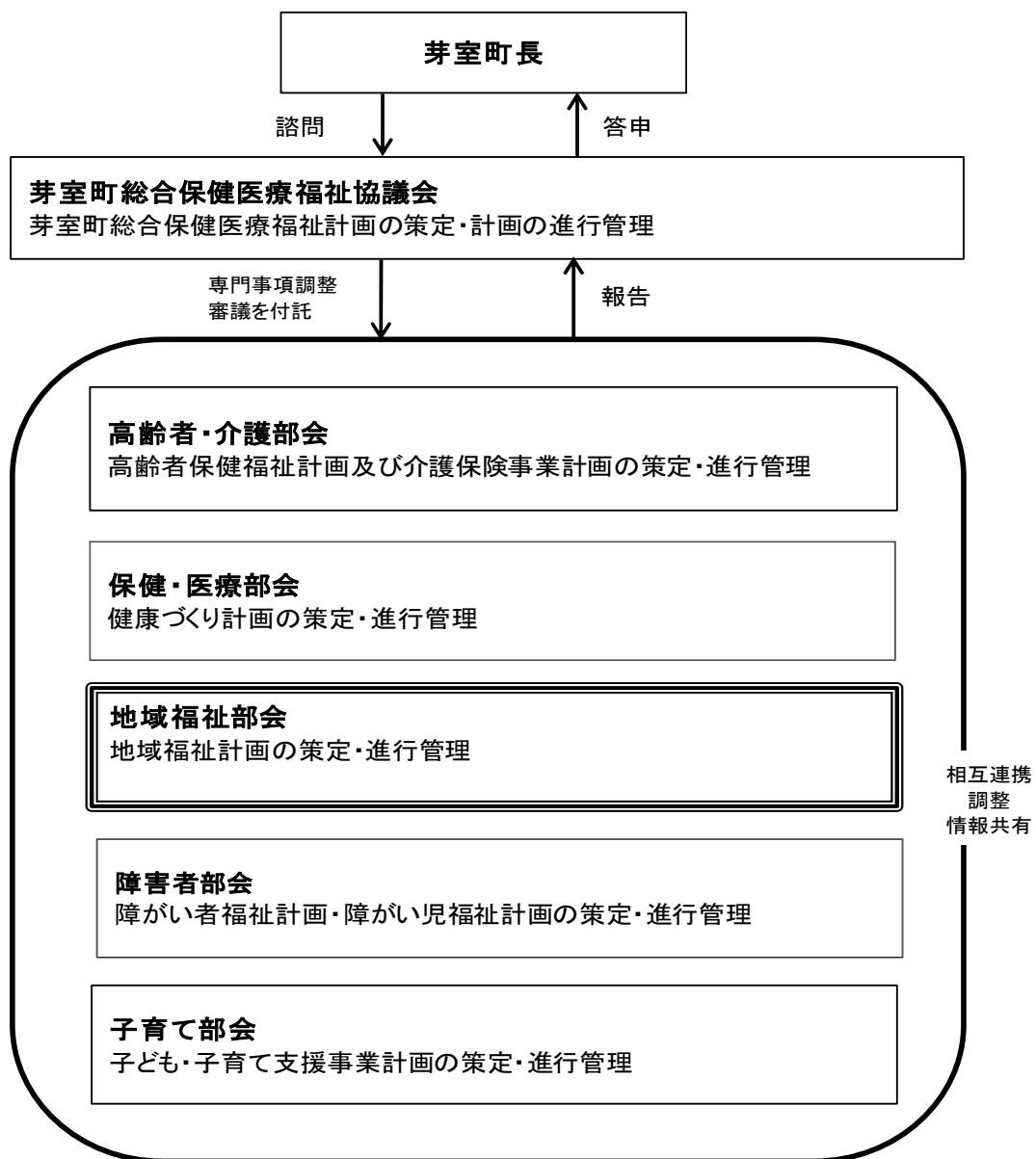
この計画の期間は、芽室町総合計画の後期実施計画に合わせて、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間とします。

なお、社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを検討することとします。

5 計画の策定体制

（1）組織体制

平成21年4月1日施行の「芽室町総合保健医療福祉協議会条例」及び「芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則」に基づき、「芽室町総合保健医療福祉協議会」に設置した「地域福祉部会」において審議を行いました。



(2) 関係団体からの意見聴取

- 民生委員児童委員協議会からの意見聴取：「地域福祉活動に関する意見要望」
- 生活支援体制整備推進協議体会からの意見聴取：「地域福祉活動に関する意見要望」
- ボランティアセンター運営委員会からの意見聴取：「地域福祉活動に関する意見要望」

第 2 章

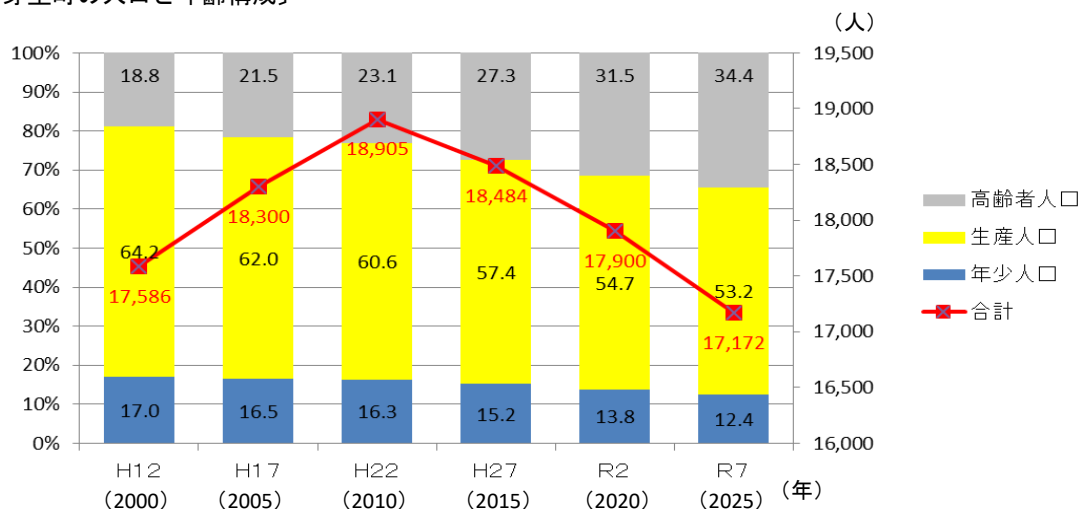
地域福祉を取り巻く状況

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口構造の推移

芽室町の人口は減少に転じています。また、年齢構成については生産年齢人口や年少人口の割合が減少し高齢者の割合が増加する傾向にあります。

〔表1 芽室町の人口と年齢構成〕



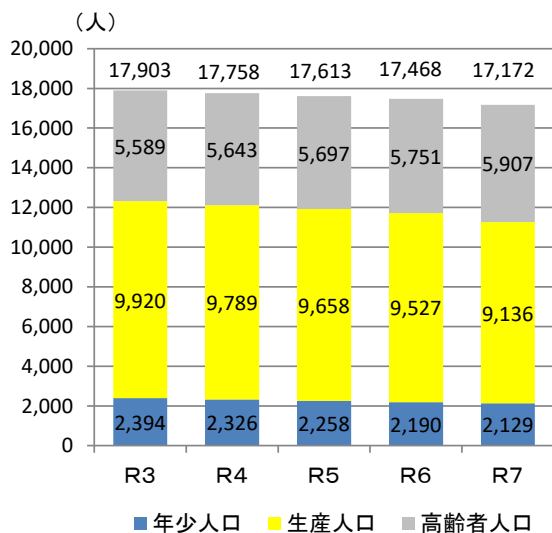
※資料：第5期総合計画策定時の実績値（国勢調査）と推計値（国立社会保障・人口問題研究所）

2 人口推計と世帯数の推移

本町の人口は、平成27年の18,484人から令和7年には17,172人まで減少すると推計されています。今後、高齢者数は年ごとに増加を示しますが、全体では減少する予想となっています。

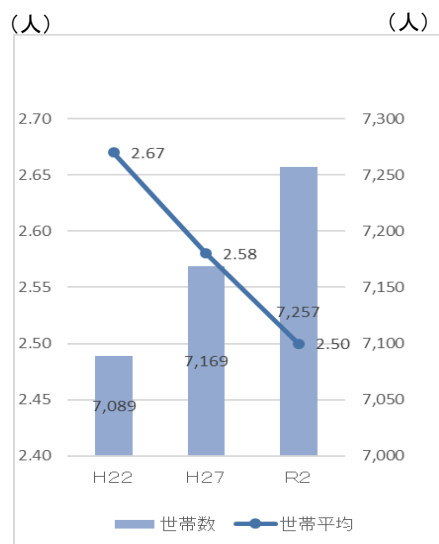
また、平均世帯人員については、平成22年の2.67人から令和2年は2.5人へ減少するとみられ、少人数世帯化がより進む傾向にあります。

〔表2 芽室町の推計人口〕



資料：令和2年度国勢調査実数値以降推計値

〔表3 芽室町の世帯数、平均世帯人員〕

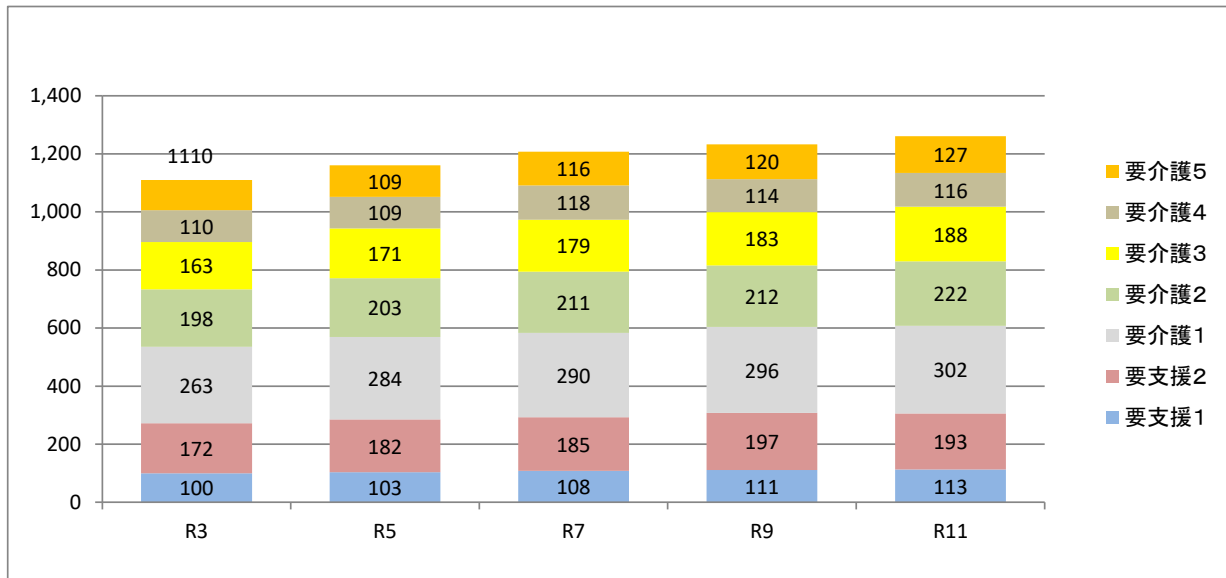


資料：国勢調査実数値及び推計値

3 要介護認定者の推移

要介護認定者数は、年々増加の傾向にあると推測されます。全体では要支援よりも要介護の増加数が高い傾向にあります。

〔表4 介護認定の状況の推移〕



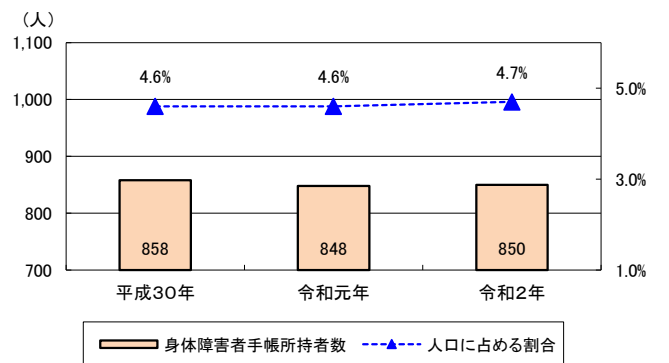
資料：8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より

4 障がい者の推移

精神障がい者数はやや増加傾向となっていますが、精神疾患で自立支援医療（精神通院）を利用する人が横ばいの傾向にあります。

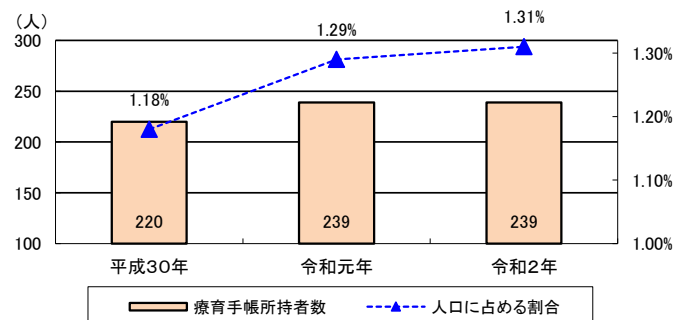
〔表5 身体障がい者の推移〕

【データ元】
福祉システムから抽出
・住民登録外含む
・返還者含めず



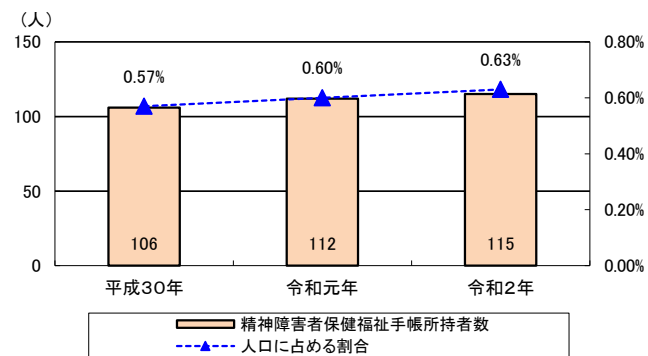
〔表6 知的障がい者の推移〕

【データ元】
福祉システムから抽出
・住民登録外含む
・返還者含めず

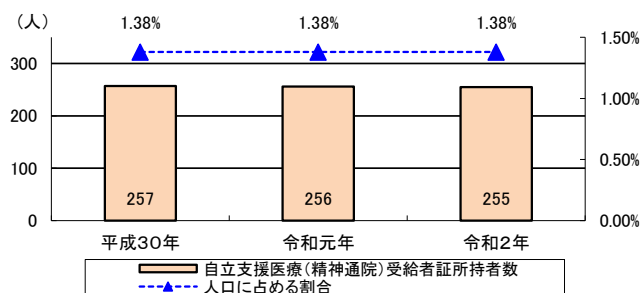


〔表 7 精神障がい者の推移〕

【データ元】
福祉システムから抽出
・住民登録外含む
・返還者含めず



〔表 8 自立支援医療〔精神通院〕推移〕



資料：表 5～8 まで 第 5 期 障がい者福祉計画より

5 生活困窮者の状況

生活保護の被保護世帯は、近年横ばいです。高齢化の進展や、傷病により就労できないこと、低額年金による生活困窮等により新たに保護になる世帯の他、死亡、転出、就労による保護廃止もあります。

〔表 9 被保護世帯・被保護人員の推移〕

年度	被保護世帯	被保護人員	保護率 (‰) ※
24	172世帯	239人	12.30
25	170世帯	232人	12.00
26	170世帯	228人	11.90
27	168世帯	224人	11.80
28	160世帯	213人	11.30
29	166世帯	214人	11.40
30	173世帯	220人	11.80
元	179世帯	219人	11.90
2	173世帯	214人	11.70
3	173世帯	210人	11.60

※年度末、3月分の数値を記載。

※保護率の‰ (パーミル) は、1/1000を表すもので日本語では千分率という。

第 3 章

計画の理念と目標

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」

町民の多くは、いつまでも住み慣れた地域で安全・安心な生活が続けられることを望んでいます。

そのような地域を目指すためには、障がいのある人や、加齢による要介護の状態にあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、一人ひとりの差異や多様性を認め合い、すべての人が主体者としてまちづくりを進めることが必要です。

近年、ボランティアやNPO法人※などによる活動が活発になっており、まちづくりにおいてもバリアフリーやユニバーサルデザイン※の考え方が浸透してきました。その一方、町内においては町内会加入率が低下し連帯感の希薄化が指摘され、広く社会においては、孤立死や児童・高齢者への虐待など痛ましい社会問題も後を絶ちません。

また、各地で多発している自然災害により、災害時に支援を必要とする方への適切な対応と、それを可能にするための平時からの取り組みが、ますます重要となっています。

さらには、令和2年から全世界で「新型コロナウイルス感染症」のまん延が続く、人と人が集まることが大きく制約される中、「ウィズコロナ」を念頭に置いた地域福祉活動を進めていくことが求められつつあります。

生活様式の多様化とともに、周囲とのつながりが薄れていく風潮、少子高齢化や核家族化の伸展に伴う社会の変化の中で生じる多様な福祉課題に対応するためには、住民一人ひとりをはじめ、関係する機関や団体、行政などがそれぞれの機能を生かした活動を複層的に展開し、すきまのない支援体制を目指していくことが必要です。

誰もひとりでは生きていきません。

誰もが孤立せずに、お互いを思いやる地域住民同士の「つながり」を再構築し、気にかけて放っておかない、地域共生社会の実現を目指します。

※NPO法人：特定非営利活動法人

※ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差を問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

2 計画目標

I 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進

安心して暮らせるぬくもりある地域社会を実現するためには、地域の中で発見・共有したさまざまな生活課題の解決に向け、互いに知恵を出し合い、支え合っていく仕組みづくりが必要です。

また、支え合い活動の大切さについて認識を高めるためには、子どもから高齢者まで住民一人ひとりが地域での活動に関心をもち、自主性をもって活動に取り組めるような環境づくりを進め、地域で活動する各種団体などの活動に支援し、更に活性化させる方策が必要です。

さらに、地域では、さまざまな団体や個人が社会貢献やボランティア意識をもって活動しており、それぞれの活動をネットワーク化し有機的な連携を深めることにより、地域福祉力のさらなる高まりが期待できます。

このことから、地域住民活動のさらなる推進、地域力を高めるネットワークの推進を図ります。

II 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備

ライフステージや個人の状況に合わせた専門的な相談体制の整備や、多様化・複雑化する福祉課題に対して、各相談機関がニーズを把握し、必要に応じて、それぞれが持つ情報を横断的に活用し合う体制が必要です。

また、認知症高齢者や知的障がい者等の方の中には、サービスを選び、利用することに支援を要する人たちがいます。支援親族の不在等によるサービスの未利用など、本来、サービスの必要な方が支援の網からもれることのない発見体制と、権利擁護施策の充実が求められています。

III 地域で安全・安心に生活できる環境の整備

地域で、安全に不安なく暮らし続けるためには、日常生活上の大きな支障や危険要因を解消していくことが必要です。

安全という意味では、高齢者を狙う消費者被害や詐欺事件は後を絶たず、子どもが犠牲となる事故や事件も新聞・テレビ・インターネットなどで連日報道されています。このような被害や事件はもはや、本人の注意や自衛だけでは避けることが難しく、社会・地域全体で注意喚起するとともに、被害に遭わせないように直接守る取り組みが必要です。

また、自然災害に対しては、本町では『第2期地域福祉計画』から位置づけ、これまで地域や関係機関の協力を得て「災害時要配慮者※支援体制整備事業」の取り組みを進めてきました。有事の際に速やかな支援を行うため、日

頃から民生委員児童委員や町内会などの要配慮者※に身近な方の協力を得て、取り組みを進めることが肝要です。

一方、安心という意味では、コミュニティバスの運行による通院、買い物など地域生活交通の確保や配食サービス、身体的負担の大きい除雪など生活に密着した支援を安定的に実施することで、一人暮らし高齢者等の生活基盤の安定が図られ、住み慣れた地域で生活続けることにつながることから、限りある社会資源を効率的に活用しながら、住み慣れた町で長く暮らしていただけるよう暮らしの支援環境づくりが必要です。

また、地域とのつながりもなく、住居内で誰にも看取られずに亡くなる、いわゆる孤立死が全国的な社会問題となり、発生防止のための取り組みが求められています。

これらのことから、安全・安心に暮らせる環境の整備、地域における見守りネットワークの取り組みを継続します。

※要配慮者：平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正に伴い、以前の「災害時要援護者」の代わりに高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する方のことを定義づけされました。

同法では、「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方のことを、「避難行動要支援者」としています。

第5期芽室町地域福祉計画 施策の体系

計画目標	基本目標	基本施策	具体的施策
Ⅰ 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進	1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上 (2) 活動意識を高める仕組みづくり	① 町内会・行政区活動等の推進 ② ボランティア活動の推進 ③ 老人クラブ活動の推進 ④ 高齢期の地域貢献活動の推進 ⑤ 育児支援活動の推進 ① 町民公益活動支援 ② 自治振興活動に対する支援 ③ 協働のまちづくり活動支援 ④ 公共サービスパートナー制度 ⑤ 人材育成支援 ⑥ 地域担当職員制度 ⑦ 認知症サポーターの養成 ⑧ 介護予防ポイント推進事業 ⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進 ⑩ イベントを通じた相互理解の促進 ⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進
	2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進	① 町民活動支援センターによるネットワーク ② ボランティアセンターによるネットワーク
Ⅱ 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備	1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実 (2) 相談支援機関の周知 (3) 相談支援機関の連携 (4) 訪問による相談の推進	① 民生委員・児童委員による相談支援 ② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり） ③ 地域包括支援センターによる相談支援 ④ 相談支援事業所による相談支援 ⑤ 子育て世代包括支援センターによる相談支援 ⑥ 医療機関における相談支援 ⑦ 重層的支援体制構築の検討 ① 相談窓口の更なる周知 ① 相談機関同士の連携支援 ① 訪問による相談の推進
	2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開 (2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進	① 介護保険サービス ② 障がい福祉サービス ③ 子育て支援サービス ④ 福祉人材確保対策事業の推進 ① サービス未利用の要支援者の把握体制 ① 権利侵害・差別防止対策の推進
	3 権利擁護体制の整備	(1) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の利用促進 ② 市民後見人の育成 ③ 地域連携ネットワークの構築
Ⅲ 地域で安全・安心に生活できる環境の整備	1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援 (2) 消費者被害の未然防止 (3) 子どもの権利と安全対策	① 避難支援プラン（個別支援計画）の策定推進 ② 災害時要配慮者台帳の活用推進 ③ 福祉避難所の指定 ① 消費生活相談の推進 ② 未然防止に向けたさらなる取り組み ① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及 ② 子どもの安全対策の推進
	2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援 (2) 交通弱者の生活交通の確保 (3) 一人暮らし高齢者などへの支援	① 介護保険制度による住宅改修支援 ② 身体障がい者への住宅改修支援 ① 地域公共交通の確保と推進 ② 福祉有償運送による介助付き移送の推進 ① 緊急通報システムの設置 ② 食事サービスの実施 ③ 除雪サービスの実施 ④ 新たな福祉ニーズへの対応
	3 地域における見守りネットワークの構築	(1) 自分で自分を守る取り組み～自助の推進 (2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進 (3) 行政による情報集約と安否確認～公助の推進	① 自助の推進 ① 互助の推進 ② 共助の推進 ③ 関係機関による見守り支援の推進 ① 認知症高齢者等SOSネットワーク事業の実施

第 4 章

施策の推進に向けた取り組み

第4章 施策の推進に向けた取り組み

1

計画目標 I

住民の支え合いによる地域福祉社会の推進

基本目標	基本施策
1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上 (2) 活動意識を高める仕組みづくり
2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進

基本目標 1 地域住民活動のさらなる推進

地域福祉とは、既存制度によるサービスを利用するだけでなく、住民が安心して暮らせるよう、住民同士のつながりを大切に、住民と地域に存在する多様な主体が協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいこうとする考え方です。

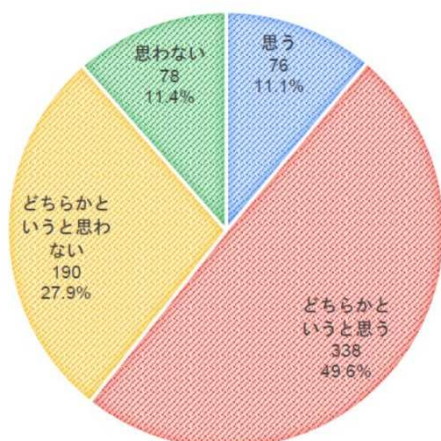
ここでいう地域の多様な主体とは、行政や福祉事業者などの専門機関のみならず、町内会や老人クラブ、ボランティア団体や子育て支援団体、NPO法人などさまざまな団体、活動をさします。

それぞれ活動内容は異なりますが、それらの活動意義もまた、「自分の暮らす地域をよくする活動」、「安心して暮らせる地域を創る活動」につながるものであり、住民同士の交流はまさに、地域における福祉活動の原動力となるものです。

年齢や世代、性別、障がいの有無にかかわらず参加できる多様な住民活動の場があり、それらが受け皿であると同時に支援の担い手ともなる、そんな環境を目指していくことが重要です。

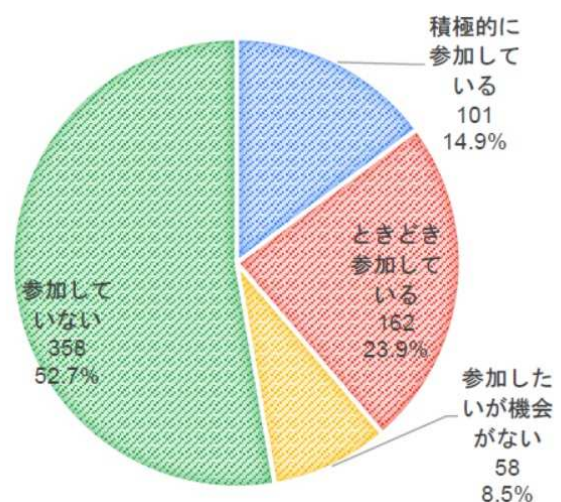
(令和3年度『まちづくりに関する住民意識調査』)

問17 お住まいの地域は、住民同士支え合う体制ができていると思いますか？



(令和3年度『まちづくりに関する住民意識調査』)

問38 あなたはこの1年間で、地域の活動に参加しましたか？



基本施策（１） 地域活動の推進と地域力の向上

「地域力」とは、地域社会の課題に対して住民や団体などの地域の構成員が、自らその課題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域課題の解決や地域としての価値を創造していくための力とされます。

「地域力」は、阪神淡路大震災の発生に際し、災害に強い地域を形成するうえでの原動力として提唱された概念ですが、災害時における救助活動には地域の力が不可欠であるという教訓を踏まえ、「町民が地域で抱える生活課題に対して共同で解決していく力」、「地域の潜在力」、「町民と町が互いに役割を尊重し、協力して課題解決を図る力」などという概念としても用いられます。

多様化・複雑化する地域の福祉課題への対応にはまさに、この「地域力」の充実が不可欠です。住民活動の推進を通じて、人的つながりや助け支え合う意識の醸成を進め、「地域力」を高めます。

具体的施策（住民活動の例と推進の方向性）

① 町内会・行政区活動等の推進

地域活動推進のためには、住民のもっとも身近な自治組織である町内会の活動が活発になることが望まれますが、町内会加入率の低下に加え、コロナ禍により住民同士が集まる機会が少ないという課題に直面しています。

また、社会教育協会や行政区を中心に行われている農村地域における自治活動では、地域コミュニティの顕著な変容はなく、つながりや関係性が比較的保たれているものの、離農跡地に高齢者のみが残る暮らし状況や、一部の地域において、行政区への未加入者がわずかながらいる状況がみられます。

町内会への未加入は、回覧板として提供される行政情報や町内会行事が周知されないばかりでなく、避難情報の伝達や安否確認、避難支援の想定といった災害時の備え（自主防災活動）にも大きな支障となるものです。

また、町内会活動の趣旨は親睦や福祉活動、社会貢献活動など活動それ自体にあるのではなく、活動を通じた地域コミュニティの形成にあります。町内会活動への参加を通じ、隣人とのあいさつや会話が自然と交わされ、顔の見える関係が築かれていくことは、そこに住み生活する全ての住民にとっての安心につながります。

市街地における各町内会では、転入者や転居者情報を自分たちの足で確認するなど加入促進に努めており、市街地町内会連合会が進める加入促進事業に町も協力し、加入率向上のための取り組みを始めています。

地域における関係の希薄化や孤立死が社会問題となるなか、市街地町内会連合会など関係機関と協働し、地域の実情に最も詳しい各町内会が一体となり、地域や世代を超えた「つながり」や「支え合い」に資する取り組みを推進します。

② ボランティア活動の推進

地域福祉活動を推進するためには、行政、事業所などによる制度化されたサービスの充実も大切ですが、住民の自発的な活動なくしては地域力の向上につながりません。

ボランティア活動はまさに、「自らの自由意志によって人や社会に向けられる非営利の公益的活動」であり、人と人とのきずなを生み出す活動として、地域力の向上に欠かすことができないものです。

町内でも、地域のサロン活動や昼食会での食事づくり、手話によるコミュニケーション支援や介護施設の慰問、資源回収（益金の寄付）や環境美化活動などに取り組むさまざまな団体があり、また、個人での活動も展開されています。

ボランティア活動は今日、生きがいづくりや社会参加の場、自己実現の場など多くの意味を持ちはじめしており、人を助けるだけでなく、ボランティアをする人自身の暮らしや心の豊かさを向上させる活動でもあります。

企業における社会貢献としてのボランティア活動も含め、一人ひとりが自発的に役割を見だし、可能なことから行動に移していくことによる、互いを支え合い思いやることのできる地域社会の実現に向け、芽室町ボランティアセンターへの運営支援などを通じてボランティア活動を推進していきます。

また、会員制で住民同士の互助活動を展開する「めむろたすけ愛」については、制度化されたサービスでは補えない支援を提供することのできる貴重なボランティア活動であり、支援を必要とする人に活動情報が行き届くよう、周知に協力していきます。

③ 老人クラブ活動の推進

令和4年3月末現在、本町における高齢者数は 5,502人であり、人口に占める割合（高齢化率）は30.4%です。

芽室町老人クラブ連合会には22の単位老人クラブが加盟し、1,065人の会員（65歳以上人口の19%）が活動しています。

老人クラブ活動は、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動であり、仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりに取り組み、地域で支え合う基盤をつくりあげてきました。また、知識や経験を生かし、地域を豊かにする社会活動にも取り組んでいます。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなか、地域からの孤立や老老介護といった状況は多くの地域で潜在する問題です。居住する地域のなかで高齢者同士が横のつながりを強め、自然な見守りといったお互いが助け合う地域コミュニティを形成してきた老人クラブの活動は、地域全体にとって失うことのできない貴重な機能です。

会員数の減少、特に若い世代の加入が進まないことや、コロナ禍により集団での活動がしづらい状況が課題となっていますが、代替性のない地域力として、高齢者が生きがいをもち、安心して住み慣れた地域社会で生活することを目指すために、その機能が維持されていくよう支援していくことが必要です。

④ 高齢期の地域貢献活動の推進

『第8期芽室町高齢者保健福祉計画（令和3年度から令和5年度）』では、基本理念を「高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現」としています。

社会参加グループみつ葉会は、これまで培ってきた豊かな経験、技術、知識を生かして社会参加活動を実践し、お互いに助け合う地域社会づくりを目指す、高齢者の活動グループです。

町と公共サービスパートナーシップ協定を結び、「芽室町保健福祉センター」と「体力増進施設ひまわりⅡ」などの公共施設の管理・清掃・除雪業務を担っています。各施設の管理業務においては、常に来館者とのあいさつやコミュニケーションに心がけ、人生経験豊かな高齢者ならではの心配りがなされています。役割意識と責任感、生きがいを感じながら活動することを信条としており、まさに本町における先駆的な高齢期の地域貢献活動といえます。

また、一般社団法人めむろシニアワークセンターは、高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すと共に、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会の活性化につなげる事を目指し活動しています。

豊かな経験を生かし、農作業や樹木の剪定・草刈り、運転業務、工場内作業など業務も多岐に渡り就業しており、積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図っており、地域の人材センターとして多方面から頼りにされています。

さらに、芽室町教育委員会主催の「寺子屋めむろ」では、元教員のボランティアが毎年夏・冬休み期間を利用して、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた取り組みを行っており、学習の機会と学ぶ意欲の向上に努めています。

少子高齢化社会をいきいきとした活力ある社会にしていくためには、高齢者が健康で生きがいのある生活を送るとともに、地域での活躍の場が不可欠です。人生90年時代を前提に、長寿を楽しみながら、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手にもなっていただくことにより、豊かで潤いのある暮らしの実現につながることを期待されることから、高齢期の地域貢献活動を推奨します。

⑤ 育児支援活動の推進

『第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）』では、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景の家庭に対応した相談・援助体制の充実と、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援をしていくこととしています。

本町では、育児に関する地域の助け合いの仕組みとして、子育ての援助をしたい人と援助を必要としている人が登録し、相互援助活動を行う「育児サポートシステム」事業を平成10年に開始しました（令和4年度に「ファミリー・サポート・センター」に名称変更）。「育児ネットめむろ」は、その趣旨に賛同して発足し、地域のなかで子育てを助け合おうと活動する団体です。

令和3年度における会員数は、援助を依頼する会員、援助する会員、両方会員を合わせ180ほどであり、会員が自宅でお子さんを預かる託児支援のみならず、習い事などの送迎、リサイクル事業や茶話会・遊び場の解放、交流会など活

動内容は多岐に渡ります。

子育て家庭の孤立が社会問題となるなか、住民同士が助け合い、安心して子育てできる環境づくりを進める活動はまさに、「共助」そのものの姿です。

子育て世代の負担解消のみならず、援助する会員にとってはやりがい・生きがいにつながり、そして、集う全ての人にとって居心地の良い居場所となることを目指す「育児ネットめむろ」の活動は、本町の子育て環境を支える大きな魅力であり、町として、引き続き連携を図りながら施策を推進していきます。

基本施策（２） 活動意識を高める仕組みづくり

『第5期芽室町総合計画（令和元（2019）年度から8（2026）年度）』では、まちづくりの基本目標として「住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり」を掲げています。

町民が主役となった地域づくりを促進するためには、町民と行政が積極的に情報を共有・交換するほか、町民が主体的に企画・実施していくことが望まれるとともに、そういった自発的な活動意識を高めるきっかけや仕組みづくりに行政が積極的にかかわることが必要です。

また、従来公共が担ってきた分野において、地域の住民等がまちづくりなどに共助の精神で参加する「新しい公共」の考え方が全国的に広がってきており、行政にはその取り組みを応援し支援することが求められています。

本町における住民活動意識を高める代表的な取り組みとして、次のとおり実施・推進します。

具体的施策（代表例と推進の意図）

① 町民公益活動支援（行政）

町民の皆さんが、市街地の町内会や農村部の地域連合会・社会教育協会などを中心に行っている自治活動に対し、主体的な取り組みへの支援として地域担当者制度や町民活動支援センターなどの事業を継続し、安心して積極的に地域活動に参加できる仕組みとして、全町民が行う公益活動中に発生した損害や傷害などを補償する総合保障制度も、引き続き補償内容を点検しながら継続します。

② 自治振興活動に対する支援（行政）

市街地における町内会や農村部の行政区が行う、行政からの依頼に基づく推薦、取りまとめなどの自治活動に対して、自治振興報償を支給し、住民のもっとも身近な自治組織である町内会などの活動推進を図る支援制度です。

③ 協働のまちづくり活動支援（行政）

行政課題を解決するため、協働のまちづくりの理念に基づき、町民が行う公益的な活動に対して経費の一部又は全部を支援することにより、地域の実情に即した公共サービスの充実及び町の活性化を目指す取り組みです。

公共施設の簡易修繕、地域の防災訓練経費、行政課題解決のための先進地視察経費、新たな公益団体立ち上げに係る経費などが支援の対象となります。

④ 公共サービスパートナー制度（行政）

公共サービスを、町民や団体、NPOなどが有する知識・経験及び能力を活かし担っていただくことで地域に活力が生まれ、魅力に満ちた持続可能な自立した町の創造を目指す取り組みです。

役場総合案内業務、福祉施設の管理・清掃業務、広報誌すまいるの配布業務、公園の管理業務などが実施されています。町民を中心とした地域活動などを推進するため、対象業務拡大の検討を進めます。

⑤ 人材育成支援（行政）

活力ある地域に根差したまちづくりを進めるため、町の将来を担う小・中・高校生及び個性的なまちづくり形成のため活動するグループや指導者などの研修に係る費用を助成する支援制度です。

広報誌発送やチラシ折込、めむろ町民活動支援センターの機能活用などにより、周知を図り制度を浸透させ、人材育成を積極的に推進します。

⑥ 地域担当職員制度（行政）

協働のまちづくりを推進していくため、町民・地域と行政が課題や行政情報を共有するためのパイプ役として地域ごとに担当職員を決め、積極的に地域の行事等に参加しながら、共に地域で活動する制度です。

⑦ 認知症サポーターの養成（行政）

地域住民や企業、児童、生徒を対象に、認知症の正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を支える認知症サポーターを養成します。

また、地域で活動できるサポーターの養成として認知症サポーター・ステップアップ講座を開催し、認知症の方の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐチームオレンジの整備について準備を進めていきます。

⑧ 介護予防ポイント推進事業（行政・関係機関）

社会参加の活動を通じた介護予防を目的に、高齢者がボランティア活動を紹介して、地域での関わり合いや社会的役割を発揮できるよう「介護予防ポイント推進事業」を継続し、支援を行っていきます。

⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進（行政・関係機関）

発祥の地であるゲートボールについては昭和 22 年に本町で生まれ、子どもの健全育成のため考案されましたが、その後、高齢者を中心として親しまれてきたスポーツであり、「芽室遺産」のひとつとしても認定されています。町民の健康を増進し、年齢を問わず楽しめるスポーツとして普及啓発に努めるなか、青少年、青年・成年層への普及活動に重点を置くこととしています。

少年団や地元高校への指導など、郷土の伝統を次世代につなぐ取り組みは、教える側であるシニア世代と教わる側双方にとって有益な世代間交流の場ともなるため、まちづくり、生涯学習の観点からも、積極的に推進していきます。

⑩ イベントを通じた相互理解の促進（関係機関・行政）

『第6期芽室町障がい者福祉計画（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）』では、「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げています。

当該計画の「支援を広げるための施策」に基づき、芽室町社会福祉協議会が主催する「ふれあい交流まつり」や「ふれあい雪中運動会」の開催を支援しています。

ふれあい交流まつりは「地域で暮らす全ての人が交流できるイベントとして、相互理解の促進と心のバリアフリー化を目指し、併せて、誰もが安心して暮らせるまちづくり、福祉のまちづくりを皆で創造していくことを確認する機会」として開催するもので、障がいのある人・関係者を含め多くの参加があります。

お互いの違いや多様性を認め合う「地域共生社会」を目指し、ノーマライゼーション理念を浸透させていく啓発活動を推進していきます。

⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進（関係機関・行政）

平成24年4月、本町で初めての共生型施設として、ふれあいサロン「なごみ」が開設しました。西4条4丁目の「西地区ふれあいの居場所ゾーン」に位置し、介護保険事業所である小規模多機能居宅介護事業所「ふたば」と併設、西こどもセンター「みらい」とも隣接しています。

従来の福祉施設が「障がい者向け」、「高齢者向け」など支援の対象者を限定しがちであるのに対し、共生型施設は地域に住むさまざまな人が自由に集うことができ、集う人同士の多世代交流やふれあう関係づくりが自然なかたちで進む、「ふれあいの居場所」とも呼ばれる施設です。

そこでは、支援の必要な人もお客様ではなく主体的な参加者となり、自分を活かしながら過ごせる場所での交流が、地域で助け合うきっかけづくりにつながります。社会福祉協議会の「なごみ食堂」では、高齢者の孤食や働く子育て世代の負担軽減に向けた取り組みを推進しています。

障がいのある人もない人も、より多くの、さまざまな年齢層の人々が集い共に活動する『地域の支え合いの拠点』へと成長していくよう、運営する芽室町社会福祉協議会とともに、周知や活用促進に努めていきます。

基本目標 2 地域力を高めるネットワークの推進

基本施策（１） 地域資源をつなぐネットワークの推進

多様な主体による多様な住民活動が、その活動を真に必要とする人により確実につながるためには、その距離をつなぐコーディネート役が必要で

す。また、その活動の効果をさらに高め活動の幅を広げていく支援には、地域活動を社会資源と捉え、地域のさまざまな資源を共有化するネットワークが必要です。

住民の力が集まる仕組みづくりを進める代表的な取組みとして、次のとおり活動を推進します。

① 町民活動支援センターによるネットワーク

地域では、福祉分野の活動を行うさまざまな団体を始め、まちづくり・教育・文化・健康・子育てなど、さまざまな分野で活動する団体があり、それぞれ独自の目的をもって活動しています。

「めむろ町民活動支援センター」は、町民活動団体が活動する拠点施設として平成 17 年に開設し、運営委託団体を公募により決定しています。

令和 4 年度における運営委託団体は「特定非営利法人 まちづくりプラットフォームめむろ」であり、訪れる町民が思いを共有し合える仲間と出会え、まちづくり参加へのきっかけともなる場として、情報の発信やコーディネート業務、新規団体の立ち上げ支援、イベント開催などの活動を行っています。

多くの町民が集まる中央公民館という立地を活かした活動の広がり期待するとともに、まちづくりの拠点として、町民活動支援センターの行う分野を超えた地域資源のネットワークづくりを推進していきます。

② ボランティアセンターによるネットワーク

芽室町ボランティアセンターは、平成 24 年度より共生型施設ふれあいサロン「なごみ」に事務所を移しています。

専任のコーディネーター※を配置し、入門講座の開催によるきっかけづくりや「なごみカフェ」などによる活動機会の創設、その人に合った参加のかたちの助言など、ボランティア活動に対する町民の関心を高め、いつでも・どこでも・誰でも参加できる「町民皆ボランティア」を目指して活動しています。

令和 3 年度の登録者数は、個人 35 名、12 団体（166 名）に上り、多様化するニーズを考えると、個人ボランティアの需要は高まっていくものと思われます。

今後のボランティア活動にはますます若い世代の参加やマンパワーが必要となることから、体験型の活動推進などによる低年齢層向けの「できることから始

めるボランティア活動」でのきっかけづくりも期待される機能の一つです。

町から『介護予防ポイント推進事業』を受託し、ボランティアの派遣調整機能を発揮しており、取り組み始めた人の参加意欲を大切に育てる環境づくりを進めています。

本町におけるボランティア活動の推進役として、町民活動支援センターとも連携し、より裾野の広い多様な担い手の発見や育成、得意分野で活動できる多様な活躍の場の開拓、それらをマッチングするコーディネート※機能がボランティアアセンダーには求められ、町はさらに活動を支援していきます。

※コーディネーター：物事を調整する人、間に立ってまとめる人

※コーディネート：物事を調整すること、間に立ってまとめること

③ 生活支援コーディネーターによるネットワーク

町では、生活支援コーディネーター（通いの場・生活支援）主体の関係者等で構成する生活支援体制整備推進協議体を設置して事業を推進しています。

生活支援コーディネーターや生活支援体制整備推進協議体においては、地域ごとの高齢者の生活上の不便や生きがいを把握し、社会資源の開発、社会資源のネットワークづくり、社会資源と高齢者のマッチングを今後も行います。

第4章 施策の推進に向けた取り組み

2

計画目標 II

必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる 体制の整備

基本目標	基本施策
1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実 (2) 相談支援機関の周知 (3) 相談支援機関の連携 (4) 訪問による相談の推進
2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開 (2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進
3 権利擁護体制の整備	(1) 権利擁護の推進

基本目標 1

身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備

本町では、「総合保健医療福祉計画（令和5年度から令和8年度）」に規定する各個別計画などに基づき、保健・医療・福祉に関するさまざまなサービスを実施しており、より一層の充実を目指しています。

一方、町民一人ひとりが抱える福祉課題や不安、悩みは多様化し、より個別化するなか、サービスを必要とする町民は、常に自らが必要とするサービスを適切に選択していくことを求められているという側面もあります。

支援の必要な人が、必要な福祉サービスを適切なタイミングで利用できる体制を整備するには、相談支援機能の充実・重層的な支援体制が求められます。

基本施策（1） 相談支援機能の充実

町民が抱える福祉課題をより柔軟に、早期に解決していくためには、日常的な困りごとから専門的支援を要する相談までを担う人材や支援機関が必要であることから、それぞれが役割を認識し、担当領域における知識や対応技術の向上に努めます。

具体的施策（相談支援機能）

① 民生委員・児童委員による相談支援

民生委員・児童委員とは、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された、地域の相談員です。

民生委員は児童委員を兼ねており、本町には42人の民生委員・児童委員がいて、担当地区ごとに活動しています。また、児童福祉に関することを専門に担当する主任児童が3人おり、町全域で活動しています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民の立場で地域の身近な相談者として活動し、心配ごとを解決するために福祉サービスの紹介や、必要に応じて専門的な相談機関につなぐなどの役割を担います。

また、地域におけるアンテナ役でもあり、心配な方の情報をいち早くキャッチするなど、地域の相談支援体制にはなくてはならない重要な存在です。

令和7年12月には、1期3年の任期満了に伴う一斉改選が予定されています。町内会などとの相談を進めるなかで適任者の確保に努めるとともに、担当地区割変更の検討や、活動マニュアルや事例集等も作成し民生委員が担う役割を明確化する等、負担軽減などについて検討していきます。

② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり）

健康はすべての人々の願いであり、一人ひとりが充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件です。

若い年代から生活習慣病予防への意識づけ、ライフステージ※に応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていきけるよう、町民自ら健康づくりに取り組み健康寿命延伸をめざすことを踏まえた『第5期芽室町健康づくり計画（令和6年度～）』を策定します。

町保健担当部門の保健師、管理栄養士が中心となり、生活習慣病やメンタルヘルス等に関する出前健康講座の実施や、健康相談、健康教室の開催、健（検）診等を通じ、施策の推進を図ります。

※ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階

③ 地域包括支援センターによる相談支援（高齢者）

国では、高齢者及びその家族の相談窓口を「地域包括支援センター」としています。芽室町では、保健福祉センター内にあり、そこでは保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が専門性を生かし対応しています。

④ 相談支援事業所による相談支援（障がい者）

『第6期芽室町障がい者福祉計画・第2期芽室町障がい児福祉計画』では、「障がいのある人にとって、生まれてから高齢期に至るまで、長い期間の支援が必要のため、相談支援体制の充実を図り、必要な情報をわかりやすく提供します。」としています。

本町では、平成24年4月に保健福祉課（現健康福祉課）内に障がい福祉の専門係を設置するとともに、子育て支援課子育て支援係にもそれぞれ1名ずつ、サービス等利用計画書を作成する職員を配置し、平成24年10月1日付けで『芽室町相談支援事業所』を開設しています。現在は、障がい福祉係に1名、子育て支援係に3名の職員を配置し、体制の充実を進めています。

また、平成21年度に設置した「芽室町自立支援協議会」において、ライフステージに応じた切れ目のない適切なサービス提供を目指し、町健康福祉課、子育て支援課、教育推進課、一般就労を目指すうえで商工労政課と連携、情報共有を図りながら相談支援体制の強化を図っています。

⑤ 子育てに係る相談支援

本町では、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援を目指しており、『第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画』では、基本理念に「安心して子育てできるまちづくり」を掲げています。

妊娠期から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、平成29年度から子育て支援課に「子育て世代包括支援センター」を設置しました。ここでは、専門職員が全妊婦を対象に必要な

に応じて支援プランを作成し、それを基に一貫性と継続性をもって子育て世代を支援しています。

また、発達に支援を要する児童に一貫性と継続性のあるサポートを保証する「発達支援システム」を平成 21 年度に開始し、教員経験者である地域コーディネーターを 1 名配置しました。さらに令和 2 年度からは、地域コーディネーターを 2 名体制とし、早期発見に係る相談機能の充実と家族の安心を構築できるよう、相談支援体制の充実を目指しています。

⑥ 医療機関における相談支援

公立芽室病院では、患者さんや家族の抱えている問題や悩みなどの相談に応じ解消に向けた援助を行うとともに、入院生活のための支援、退院時の関係機関との調整や在宅生活における医療の継続を目的に、地域連携室を設置しています。社会福祉士資格をもつ相談員と看護師（兼任）が相談を担当します。

また、介護保険制度の改正に伴い、平成 30 年 4 月から医療と介護の両方の支援を受けながら、町民の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療に特化した「医療と介護の相談窓口」を公立芽室病院内に設置し、医療機関や介護保険事業所などからの相談に応じています。

この窓口は、医療に関わる相談場所を専門化・一本化し、関係機関相互の情報共有や連携を図ることで、切れ目ない支援の提供を目的に設置され、「自分で自分の暮らしを選択し、自分らしく生きられる。それを叶えられる芽室町でありたい。」を理念に、本人の希望に沿った支援を行っています。

⑦ 重層的支援体制構築の検討

制度、分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に作っていくことが「地域共生社会」です。

その実現のために課題となっている、高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談支援では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、孤立しているケース等を確実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような包括的・重層的な支援体制づくり（重層的支援体制）の構築を検討します。

基本施策（２） 相談支援機関の周知

① 相談窓口の更なる周知

相談支援を担う各機関、各部署では、広報誌やホームページ、フェイスブック、ガイドブックの作成などを通じ、相談窓口や連絡先の周知を行っていますが、一

般的にこのような情報は、支援を要する状況に置かれなければ積極的関心事とはならないことから、情報の受け手である町民目線で周知の工夫を継続します。

また、相談体制が充実し、相談支援機関が増えれば増えるほど、住民にとって選択の幅が広がる反面、自分がつながるべき社会資源を適切に自力で選択することが難しくなります。

「介護のことならココ」、「障がい者の相談ならココ」というわかりやすい効果的な情報提供の継続とともに、生活全般の困りごとについて「あそこに行けばなんとかなる」、「つないでくれる」という、公正・中立で、気兼ねなく立ち寄れる相談窓口が求められます。

町健康福祉課・高齢者支援課・子育て支援課が、芽室町社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター等の相談支援機関も含めて、町民が困りごとはいつでも相談に訪ねられる体制をさらに強化しつつ、重層的な相談支援体制の構築を検討します。

基本施策（３） 相談支援機関の連携

① 相談機関同士の連携支援

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれの対象に応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

一方、町民からの相談内容は、相談者それぞれの生活上の問題に基づくものであるため、分野別に用意された相談体制では対処しきれない内容も多くみられるようになっていきます。

このような福祉課題に対応していくためには、それぞれが集約し管理する情報を共有し、他分野の支援者同士が連携して支援する包括的・重層的な支援体制を整備することが重要です。

どの相談窓口であっても、一定程度他分野への対応が可能となる知識の習得とともに、より専門的で継続的な対応が必要な相談に際しては、スムーズに適切な支援機関に引き継ぐことのできる関係性を平時から構築しておくことが求められることから、相談支援機関同士の連携を強化します。

基本施策（４） 訪問による相談の推進

① 訪問による相談の推進

常設の相談窓口は、いつでも相談できる安心感があるとともに、家庭では話づらい話題を口にでき、必要な手続きがその場で済むなど、来訪者となる町民にとっても必要な機能です。

一方、家庭における生活状況を把握すること、互助機能など地域的つながりの強さを確認すること、制度のはざまにある方を発見することは、その方の暮らす地域に出向き、家庭訪問することで得られやすいものです。

孤立した生活が標準ともなってきた今日の社会にあって、自ら周囲との関係を望まない、支援や関わりを拒否する方も増えてきています。

そういった「もれがちな支援の対象者」を見つけ、他社会資源との関係性のなかから情報が集まる仕組みを構築していくためにも、訪問による支援活動はますます重要となります。

地域に出向くなかで、既存サービスでは補えない課題を把握し、新たなサービスを創出していく活動も相談支援機関の役割です。相談支援機関における訪問支援活動をさらに推進していきます。

基本目標 2

地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立

多種多様な福祉ニーズをもった町民が、それぞれのニーズに適した福祉サービスを受けられる体制の整備には、ニーズを受け止め、整理し、サービスにつなげる相談機能が求められるとともに、ニーズを充足することのできる一定のサービス基盤が必要です。

また、自ら支援を求めようとしないことや、認知症などによりサービスを選択することが困難といった理由から、いわゆる「サービス未利用の要支援者」となっている方への対応も求められています。

支援の必要な方が適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくりを進めることが必要です。

基本施策（１） 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開

ボランティアやNPO法人などの「共助」活動が活発になっており、地域における支援体制の充実が進んでいますが、個人や地域の力だけでは解決が難しい社会資源の整備や必要量の推計、目標設定などの整備計画は、「公助」として行政がその役割を担います。

本町における主要なサービス基盤の整備状況と今後の方向性は次のとおりです。

① 介護保険サービス

令和3年4月に策定した『第8期介護保険事業計画（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）』においては、「芽室町に住み続けたい」「自宅で最期まで過ごしたい」という意見に寄り添い、住み慣れた地域で生活できるよう介護基盤の整備を行うと同時に、介護人材や協力者を増やすことでサービスの充実を図る方向性を定めています。

今後のサービス基盤整備にあたっては、地域の様々なサービスの中で本人や家族が必要なサービスを選択して、自立した生活を継続できる体制を目指します。

② 障害福祉サービス

令和2年3月に策定した『第6期芽室町障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画』において、必要なサービス見込量、今後のサービス基盤整備方針などについて規定しています。

今後のサービス基盤整備にあたっては、事業者が行うグループホームなどの

居住系サービス整備に対して支援するとともに、一般就労定着支援を促進するため福祉的就労事業所などと連携を図り、就労支援体制を整備します。

また、町内の企業に対し障がい者雇用の理解促進を働きかけ、就労の場の拡大に向けた取り組みを継続します。

③ 子育て支援サービス

令和2年3月に策定した『第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画』の中では、「芽室町放課後子どもプラン」を章立てしており、次代を担う子ども達が放課後等の時間を安全・安心に楽しく学び、遊べる環境を確保することを掲げています。

本町では、芽室小学校と芽室西小学校区に子どもセンターが、芽室南小学校区には児童館を配置し、上美生小学校区では地域が主体となった放課後対策が実施されています。

④ 福祉人材確保対策事業の推進

『第8期介護保険事業計画（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）』において、介護サービス基盤を担う人材を確保し将来に渡って必要なサービスを提供するために、支えあいの町づくり人材育成事業の取組を拡充しています。町内の介護事業所職員へのアンケート調査等による実態把握とともに、中学生・高校生などへの介護保険に関する出前講座などを行い、介護への理解の促進を行っています。また、介護職員等初任者研修など資格取得のための機会の充実に努めます。

基本施策（2） 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進

現代は、社会から孤立する人々が生じやすい環境になってきており、「無縁社会※」が拡大し、新たに「無業社会※」の問題も取りざたされています。

地域には、誰の目からも支援の必要な方もいれば、公的サービスの対象とはなりにくいものの、軽度障がい者で消費者被害の対象になりやすい人や身寄りがなく孤立している人など、「もれがちな支援の対象者」がいます。

「だれもが孤立せずに支え助けあう、おもいやりに満ちた共生のまちづくり」を目指すため、こういった隠れたニーズを含め、地域住民の福祉ニーズをもれなく把握する仕組みづくりに取り組みます。

※無縁社会：単身世帯が増え、人と人との関係が希薄となりつつある日本の社会の一面を言いあらわしたもの。

※無業社会：無業である若者が増えている社会の形態を表し、無業となっている若者が原因ではなくて、若者が無業とならざるを得なくなっている形に変化した社会を表すもの。

① サービス未利用の要支援者の把握体制

「もれがちな支援の対象者」を早期に把握し、適切な支援に結びつけるためには、「本来、支援の必要な方が地域には埋もれている」という認識に立ち、地域で交わされているであろう“心配情報”をタイムリーにキャッチする情報収集機能が求められます。

相談支援の従事者自身が積極的に地域に出向いて情報収集するとともに、民生委員児童委員など地域支援者との連携による相談体制の充実が必要です。

また、自ら周囲との関係を拒んだ結果として孤立状態にある人に対しては、「干渉を拒んでも、孤立死を望んでいるわけではない」と捉え、放っておかず、隣人や民生委員児童委員などの地域支援者、行政などの専門的支援者のいずれかが、適度な距離感を保ちつつ粘り強く関わり続ける姿勢が求められます。

若者の無業については、町の福祉部門や社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携し、対象の方から事情を聞き取り、「とかち生活安全センター」や「生活保護」など適切な機関や制度につなぐことが重要です。

② 権利侵害・差別防止対策の推進

全国的に、高齢者や障がい者、児童に対する虐待、配偶者への暴力（DV※）などの人権侵害が社会問題となり、LGBT※などの性的マイノリティー※に対する偏見や差別に関する報道が増えてきました。

本町では、「芽室町高齢者権利擁護事業実施要綱」を平成19年12月に制定し、関係機関と権利擁護ネットワークを設置し、虐待を受けた高齢者の一時保護や成年後見制度の利用支援などに取り組んでいます。

障がい者や障がい児に対しては、平成21年4月に制定した「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」のなかで、虐待や差別の防止、成年後見制度の利用支援などを規定しており、必要に応じて自立支援協議会の開催により対応を協議します。障がいのある人が、そのことを理由に差別を受けることがないように、広報誌などによる周知や講座・講演会の開催により、広く町民の理解と障がいに関する意識の向上を図り、障がいのある人に対する合理的配慮の推進に努めています。

児童虐待に対しては、平成18年4月に施行した「芽室町子どもの権利に関する条例」において迅速かつ適切に救済することを規定し、要保護児童対策地域協議会やケース検討会議を中心に、迅速な対応協議や情報収集・交換を行っています。

また、配偶者などへの暴力に関する相談を受けた際には、緊急性を加味したうえで専門的相談機関である「北海道立女性相談援助センター」や帯広警察署生活安全課の紹介、取り次ぎなどを行い、すみやかに身柄の安全が図られるよう支援する体制をとっています。

アイヌ住民が、社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう専任の生活指導員を引き続き配置し、相談・助言業務を継続します。

LGBT※などに関する人権教育やリーフレットなどを活用した啓発に努めます。

犯罪を犯した人の中には、安定した仕事や住居がない、高齢で身寄りがない、障がいがある、薬物依存を有している、十分な教育を受けていない等、円滑な社会復帰に向けて様々な支援を必要とする人が多く存在します。法務省の「再犯防止推進計画」に沿い、犯罪を犯した人たちが二度と過ちを犯さず、円滑に社会復帰できるよう、更生保護活動を行う「新得地区保護司会芽室町分区」の活動を継続支援します。

人権侵害をなくしていくために、人権擁護委員と連携し、各種人権相談や啓発活動を継続して実施していくとともに、特に幼少期から、やさしさを大切にする等の人権に対する理解を促進していくため、幼稚園・保育所等の児童～小中学生等を対象とした「人権教室」の開催を推進します。

※DV：ドメスティックバイオレンスの略称で、同居関係にある配偶者や内縁関係の間に起こる家庭内暴力のこと。

※LGBT：女性同性愛者のレズビアン（L）、男性同性愛者のゲイ（G）、両性愛者のバイセクシャル（B）、心と体の性が異なるトランスジェンダー（T）の頭文字をとった性的少数者の総称の一つ。

※マイノリティー：少数派、少数者

基本目標 3 権利擁護体制の整備

認知症、障がい等により、サービスの選択や契約手続きを自力で行えず、生活に影響が生じることが多くあります。判断能力が十分ではない方たちを、成年後見制度等の権利擁護支援へつなぐことで、地域で安心して生活できるよう、権利擁護体制を整備します。

芽室町成年後見制度利用促進基本計画

この項目を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進計画）として位置づけ、以下の施策に取り組みます。

基本施策（1） 権利擁護の推進

権利擁護支援を必要とする方に適切な支援を行えるよう、権利擁護支援体制を整備します。

① 成年後見制度等の利用促進

判断能力が十分ではない方の財産管理、契約等について相談を受け、成年後見制度の利用につなげます。

身寄りがない方や支援親族が不在の場合、町長申立として対応したり、金銭的な理由がある場合には、申立費用や後見人等への報酬を助成したりするなど、成年後見制度を利用しやすい環境を整備します。

また、弁護士等の専門職による個別相談会や講演会等を通して、制度の普及を図ります。

② 市民後見人の育成

成年後見制度の利用増加に伴い、市民後見人の活躍が求められています。

町では、市民後見人養成研修を開催し、修了者は法人後見等の支援員として経験を積んでいます。今後も修了者への活動支援を通して、市民後見人の育成・資質向上に取り組みます。

③ 地域連携ネットワークの構築

支援を必要とする方の中には、複合的な課題を抱えている方が多くいます。福祉・医療関係者に司法の専門職を加え、支援内容の検討、制度理解の場を設け、関係者（親族、ケアマネジャー、医療機関、後見人等）への支援を行います。

日々の関わりの中から、権利擁護を必要とする方を相談窓口につなげ、その後も見守る「地域連携ネットワーク」、その中心的な機関として令和7年度を目途に中核機関を設置し、地域を含めた権利擁護体制を構築します。

中核機関は、成年後見制度に係る 1.広報、2.相談、3.利用促進、4.後見人

支援、5.不正防止の機能を持ちます。

- 1.広 報 出前講座や講演会等を通して、多くの方に制度の理解を得られるよう周知します。
- 2.相 談 支援を必要とする方が制度の利用につながるように、相談体制を整えます。
- 3.利用促進 後見人等の育成や受任調整、その後の活動支援を行います。
- 4.後見人支援 後見人受任後も後見人等からの相談に応じるとともに、専門職や関係機関等を含め、支援内容を検討する場を設けます。
- 5.不正防止 本人や周囲の理解不足から成年後見制度の不正事案が発生することがあります。本人や後見人等を孤立させることなく、不正の発生を未然に防げるような体制を整備します。

第4章 施策の推進に向けた取り組み

3

計画目標 III

地域で安全・安心に生活できる環境の整備

基本目標	基本施策
1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援 (2) 消費者被害の未然防止 (3) 子どもの権利と安全対策
2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援 (2) 交通弱者の生活交通の確保 (3) 一人暮らし高齢者などへの支援
3 地域における見守りネットワークの充実	(1) 自分で自分を守る取り組み～自助の推進 (2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進 (3) 行政による情報集約と安否確認～公助の推進

基本目標 1 地域で安全に暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての町民が、安全に不安なく暮らし、自由に外出し活動できる地域社会を構築するためには、建築物のバリアフリー化や歩道の整備などハード面の環境整備はもちろんのこと、防災・防犯対策などの人的支援を中心とする、安心感を伴う安全対策が重要です。

基本施策（１） 災害時要配慮者の支援

本町では、「災害時要配慮者支援体制整備事業」を継続実施しています。

災害時などに自力での避難、移動が困難な高齢者などに対して、身近な地域の中で安否確認、避難支援などを受けることができる体制を整備することにより、住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的とし、登録者は、令和4年3月末現在 2,229人を数えます。

登録の対象者は、65歳以上の高齢者、各種障がい者手帳の所持者、介護保険の認定者などであり、福祉防災調査票を町へ提出することで登録されます。登録した内容は、町の健康福祉課、防災担当部局（総務課）、消防署、民生委員児童委員が情報共有して災害の発生に備える体制とし、誓約書の提出により、町内会長や芽室町社会福祉協議会、社会教育協会長、行政区長、自主防災組織等の地域支援者にも提供される仕組みとしています。

また、登録者本人が保管する福祉防災調査票は、健康保険証の写しや薬剤情報とともに『あんしんキット』の中に入れ、冷蔵庫で保管することとしており、登録者である目印として、玄関用・冷蔵庫用のステッカーを併せて配布しています。『あんしんキット』は災害時のみならず、急な体調不良による救急車の出動要請の際などにも、かけつけた救急隊員が持病や緊急連絡先を確認することなどに活用されることを目的としており、平時の安心に対する備えともなっています。

「災害時要配慮者支援体制整備事業」が、町・地域の防災体制により有効に活用されるよう、町防災担当部局、自主防災組織との連携により取り組みを継続します。

① 避難支援プラン（個別計画）の策定推進

町では、令和3年10月に『芽室町地域防災計画』を改正しました。そのなかでは、町防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、平常時から災害時要配慮者と接している福祉関係者と協力して避難支援体制を整備すること、避難支援プラン（個別計画）を作成して、災害時要配慮者に対する避難支援者を定めることとしています。

地域には、高齢者や障がい者、乳幼児を始め、災害対応能力の弱い方がたくさ

ん生活しています。特に、一人暮らしの高齢者、日常の暮らしに支援を受ける介護保険の認定者などについては、避難情報の伝達や避難所までの移動など、一連の避難行動のどこかに支援を要する人が多く、優先的に具体的支援手段を検討しておくべき対象となります。

自主防災組織などと協力し、避難支援プランがより多くの災害時要配慮者に対して備えられるよう、推進していきます。

② 災害時要配慮者台帳の活用推進

災害時要配慮者台帳登録者の貴重な情報が、町と自主防災組織などが取り組む避難支援プラン（個別計画）の作成に有効に活用されるよう、定期的な更新により登録情報の鮮度を保つとともに、本来優先的に登録されるべき対象者が、もれることなく登録勧奨されるよう取り組みを進めます。

③ 福祉避難所の指定

福祉避難所は、一般の避難所（避難収容施設）での生活では疲労やストレスの大きい介助の必要な高齢者や障がい者、妊産婦などが優先的に利用する避難所です。

本町においては、特別養護老人ホーム芽室けいせい苑と介護老人保健施設りらくの民間2施設を町が指定し、協定を締結しています。

平成 28 年9月5日の豪雨による増水で避難勧告を発した際にも、避難対象地域に居住する方を福祉避難所に収容しています。

近年、全国的に多発している災害の教訓を踏まえ、継続して大規模な災害を想定し、特別な配慮を要する災害時要配慮者の確実な把握と避難支援策について、取り組みを進めます。

基本施策（２） 消費者被害の未然防止

消費者を取り巻く環境は、携帯電話やスマートフォンの普及、高齢者世帯の増加などのさまざまな要因のなかで、被害内容が多様化・複雑化してきており、消費生活上の不利益や危険から消費者を守る取り組みが一層求められています。

本町でも、特に高齢者を標的とした悪質商法や詐欺などによる被害が発生している状況です。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安をもっているといわれており、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切を装って信用させ、年金・貯蓄などの老後資金を狙っています。

また、情報化やIT化の急速な進展のなかで、高齢者にとってわかりやすい形での情報入手が難しくなっていることも、背景として挙げられます。

自宅にすることが多く、周りに相談する人も少ないという高齢者が特に狙わ

れやすいともいわれ、福祉的援助の必要な対象者と状態像が重なるところです。

高齢者が生活の基盤となる資産を奪われ、元気をなくしていく事態を防ぐため、高齢者自身が身を守る知識を身につけるとともに、関係者の連携・協力により高齢者を守ります。

① 消費生活相談の推進

高齢世代の増加、長寿化により、加齢に伴う判断能力のゆるやかな低下や認知症を有する人が増えています。今後、より一層の高齢化の進展に伴い、その数は増加するものと予測され、高齢者の消費者被害拡大が懸念されるところです。

また、障がいのある人も、悪質業者のターゲットとされ被害が起こる可能性があります。

町は、「消費生活センター」を設置し消費者からの消費生活全般に関する苦情や問い合わせに対応するとともに、消費者知識の啓発や研修のための出前講座や資料の配布、消費者問題についての情報収集などを行う芽室消費者協会へ支援を継続し、協力して悪質多様化・巧妙化する消費者被害から契約弱者を守り、救済する取り組みを推進します。

② 未然防止に向けたさらなる取り組み

消費者庁の調査によると、消費者トラブルの被害に遭った人のうち、65歳以上の高齢者は、相談全体の既支払金額総額の4割以上を占めており、高齢者の消費者被害は深刻であるといえます。また、被害に遭っても相談しないという傾向も高齢の被害者に多く、「だまされたことに気づきにくい」、「だまされたことを認めたくないとする心理」が要因として指摘されます。

被害を防ぐには、高齢者自身が悪質商法や契約に関する知識を身につけ、注意することが大事ですが、同時に、家族や周囲の人たちが高齢者を見守ることが重要です。

一人暮らしや夫婦世帯の増加、家族が遠方に住んでいるなど、身内による日常的な気づきを期待できない高齢者も多くいます。「高齢者権利擁護ネットワーク会議」には、地域の民生委員児童委員やホームヘルパー、ケアマネジャーなどの関係機関が広く参画し、情報共有を通じて地域全体で権利侵害への対応を図っています。

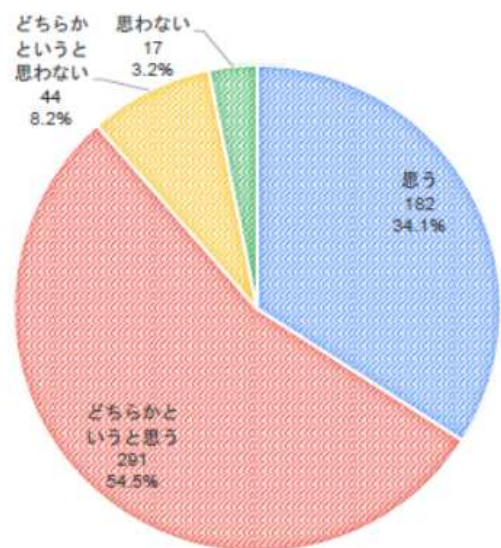
基本施策（３） 子どもの権利と安全対策

少子化の進行や晩婚化・晩産化の傾向が続く中、未来を担う本町の子どもたちが健やかに育つ環境を作るには、家庭はもとより学校・地域・行政等の連携体制を強化し、それぞれの役割を担いながら積極的に見守っていく必要があります。

本町では、安全・安心な子育て環境を維持するために、子育て支援体制の環境整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景の家庭に対応した相談・支援体制の充実の更なる推進に努めていきます。

（令和３年度『まちづくりに関する住民意識調査』）

問１４ 芽室町は「安心して子育てができる環境であると思いますか？」



① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及

本町では、すべての子どもが健やかに育つために、全ての子どもの権利を保障し、全ての子どもが幸福に暮らせることを願って、平成 18 年 4 月に『芽室町子どもの権利条例』を施行しています。

条例では、子どもたちが生まれながらにして持つ４つの権利を定めており、子どもたちは、この権利に守られながら育つことができます。

- ・ 生きる権利 ～命を大切にされ、いじめや暴力を受けないようにされます
- ・ 育つ権利 ～自分らしく学んだり、遊んだりすることができます
- ・ 守られる権利～自分を守ることができ、危ないことから守られます
- ・ 参加する権利～自分から住んでいる地域や社会に参加できます

また、条例では、地域社会の役割を次のように定め、町全体、社会全体で子どもを育てていくこととしています。

- ・家庭～一番の責任をもって、子どもを守り育てます
- ・学校～子どもの将来のために、子どもの成長に合わせたいろいろな手助けをします
- ・地域～子どもが安心して集まり、地域の子どものと大人が交流できるように活動を進めます
- ・企業～従業員が子どもと一緒に過ごす時間がもてるようにします
- ・町 ～子どもの権利が保障されるよう取り組むとともに、町民の理解を深めるための広報活動を行います

条例の目指す姿に向け、子どもたちが権利を保障され、健やかに育つ環境づくりを一丸となって推進していきます。

また、子どもたちが自身の権利や大切さを自覚し、相手のことも同じように思いやることのできる普及啓発を進めます。

② 子どもの安全対策の推進

子どもたちが犠牲となる事件や事故は全国的に後を絶ちません。

未来の社会を託す子どもたちを事故や犯罪から守るため、地域の関係機関が連携し、安全・安心なまちづくりの方向性を確認・共有するなかで、防犯体制の強化や登下校時の安全確保を目指します。

（めむろ安心メールの配信）

登録制で不審者や熊の目撃情報、警報などの気象情報を配信し、防犯や安全への備えに役立てるシステムです。平成 29 年度における配信件数は 41 件であり、登録件数は 3,000 件を超えています。

（専任交通指導員の配置）

親しみを込めて「みどりのおばさん」とも呼ばれる専任交通指導員は、小中学生の通学路における安全を確保するため、主に小学校低学年の登・下校時間に合わせた街頭活動を行っています。子どもたちを交通事故から守るだけでなく、その存在自体が防犯上の役割を担っています。

（子ども 110 番の家）

子どもたちが登下校時などに不審者からの声かけなどにより身の危険を感じた時に、避難場所として駆け込み、一時的に保護し、警察や学校に連絡するなどの役割を担う、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。通学路を中心に、本町には、241 か所の家庭と事業所の協力があります。

実際に、子どもたちが危険を感じて駆け込む機会は少ないものの、各所にのぼりが立っていることが、防犯上の健全な抑止力ともなっています。

基本目標 2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備

心身機能の低下した高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住宅環境が暮らしやすいものであること、食生活が安定していること、買い物や通院など外出時の移動手段が確保されていることなど、日々の暮らしに直結する生活要素の安定が必要であり、特に一人暮らしの高齢者などにとっては、可能な限り日常の不便が小さくなる支援が望まれます。

既存の福祉制度や社会資源を有効に活用することはもちろんですが、個別化する福祉ニーズに応え、必要なサービスを調整・開発していく姿勢が求められます。

基本施策（１） 住環境の改善支援

高齢者や身体に障がいのある人が、身体状況に合わせて自宅の生活環境の改善を図る際には、費用負担が軽減される制度があります。

生活の不自由さの解消を図るため、相談支援機能の充実を通じて制度の周知と利用を促進します。

① 介護保険制度による住宅改修支援

要介護（支援）認定を受けた方を対象に、20万円を上限として9割・8割・7割分が介護保険から給付されます。手すりの取付、段差の解消、床材の変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなど比較的小規模な改修が対象となります。

② 身体障がい者への住宅改修支援

町内に在住する65歳未満の下肢・体幹機能障がい者等（介護保険の要介護・要支援認定者を除く）を対象に、20万円を上限として9割が町から助成されます。手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、引き戸への扉の取り換え、洋式便器等への便器の取り換えなど、比較的小規模な改修が対象となります。

基本施策（２） 交通弱者の生活交通の確保

密集した公共交通機関網をもたない地方においては、自動車を所有しない高齢者や車いすを使用する身体障がい者、自ら運転することが困難な知的障がい者や精神障がい者など、いわゆる「交通弱者」の移動手段は、大幅に制限されています。

高齢化の進展に伴い高齢者の外出需要は増大傾向にあり、社会参画を促す意味でも積極的に推進されるところですが、反面、加齢に伴う身体機能の低下や運動特性から、高齢者が関係する交通事故の増加傾向が続いています。

不便であるが故にやむを得ず自動車を運転しなければならない状況を改善しつつ、高齢者や障がい者の移動需要を満たす手段として、コミュニティバスの効果的な運行と福祉有償運送による介助付き移送を推進します。

① 地域公共交通の確保と推進

本町では、平成 23 年 11 月よりコミュニティバス「じゃがバス」の運行を始めています。

高齢化する社会における地域内での移動手段として、町民の交通利便性の確保を目的に 1 日 5 便、市街地を巡回運行しています。

今後は、利用者や地域ニーズの把握、関係機関との意見交換などを行うなかで、運行の実績も踏まえ、快適性、利便性の更なる向上に向けて取り組んでいきます。

また、『第 5 期芽室町総合計画』においても、「高齢化社会における地域内の移動手段としてコミュニティバスの運行を継続するとともに、地域と協力し、利用しやすい運行方法を検討する。また、農村部は運賃補助などによる交通手段の確保を進める。」ことを掲げており、町内の公共交通手段の確保について検討を進めます。

② 福祉有償運送による介助付き移送の推進

要介護認定者や身体障がい者など移動に介助を必要とし、かつ、単独での公共交通機関利用が困難な人を対象に、登録制により、実費に基づく低額な運賃でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う支援として、福祉有償運送があります。

本町では、「福祉有償運送運営協議会」により、必要性や安全体制について協議し、芽室町社会福祉協議会を運営主体とする当該運送について、道路運送法上の登録手続きを承認しています。

送迎・介助付きで外出し、自らの目で商品を選び買い物を楽しむことなどを可能とする社会資源として、利用対象者への情報提供に努めます。

③ 通勤サポート事業による働く障がい者の送迎支援の推進

障害福祉サービスの就労系サービスの利用を終了し、一般就労を達成した働く障がい者は知的障がいや精神障がいが理由で、自ら運転をすることができない方も多くいらっしゃいます。本町では、家族の支援がなくても継続して通勤できる体制を整えることを目的として、令和 4 年度より通勤サポート事業による働く障がい者の送迎支援を行っています。

本町では、通勤サポート事業を NPO 法人に委託するとともに、「福祉有償運送運営協議会」により、必要性や安全体制について協議し、NPO 法人を運営主体とする当該運送について、道路運送法上の登録手続きを承認しています。

今後は利用者負担や企業負担も検討しながら、持続可能な通勤サポート体制

の整備について検討を進めます。

基本施策（３） 一人暮らし高齢者などへの支援

一人暮らしの高齢者は、日頃から「何らかの心配事」を抱え、その他の世帯に比べ、日常生活での見守りや支援、相談などが受けにくく、孤独な状況になりがちであるともいわれます。

もちろん、一人暮らし高齢者の全てが孤立しているわけではありませんが、社会全体として一人暮らしの人の増加傾向を止めることが難しいとするならば、一人暮らしになっても孤立の道を歩ませない対応が必要となります。

困り事を訴えず、抱え込んで頑張り続けることが、結果として周囲の支援の手を遠ざけ、社会的孤立への土壌をつくってしまうことのないよう、必要な福祉的援助の活用を推進し、サービスの利用を通じたつながりの保持に努めます。

また、安定的にサービスを提供できる体制整備に努めるとともに、必要とされる支援が充足されるための調整・開発を行います。

① 緊急通報システムの設置

緊急通報装置を貸与し、急病や災害時の連絡手段の提供と、月１回、保健師による安否確認を行います。携帯電話等の普及により設置世帯数は減少する見込みですが、個人の暮らしの有り様に応じて利用されると想定しています。

② 食事サービスの実施

・高齢者食事サービス

調理や買い物ができない高齢者等を対象にお弁当を配達します。配達時には安否も確認しています。

・地域交流サロン

参加者が減少傾向にあった「給食交流会事業」の手法を令和３年度より変更し、身近な地域において、高齢者、障がい者（児）、児童、乳幼児とその親が気軽に集い、茶話会や食事会等を通じて、日常生活での孤独感の解消、認知症防止の取り組み、生きがいづくり、人間関係、支え合い、助け合いの住民相互の交流や親睦関係を作り出す地域活動としての「地域交流サロン」を芽室町社会福祉協議会が主体となり実施しています。

芽室町社会福祉協議会が、サロンを開催するボランティア団体を支援しており、初年度の令和３年度には３団体が登録しサロンを開催、１１８名の参加がありました。

町は、一人暮らし高齢者だけではなく、地域全体が交流と孤立感の解消に取り

組む本事業に対し、支援を継続します。

③ 除雪サービスの実施

除雪が困難な一人暮らしの高齢者や身体障がい者などを対象に、自宅玄関から公道まで除雪をすることにより、緊急時の避難経路を確保します。

除雪する側の人員は限られてきており、新たな担い手・支援団体の確保を検討しています。

④ 新たな福祉ニーズへの対応

「電球交換」や「ゴミの分別・ゴミ出し」など、既存の制度の支援対象となりづらいものの、実生活では困ることがあります。

芽室町では、高齢者を対象に、ちょっとした困りごとを住民同士で手助けする仕組み「ちょこっとサービス」を開始し、生活支援コーディネーターが困っている高齢者と手助けする方のマッチングを行っています。

基本目標 3 地域における見守りネットワークの構築

私たちは、家族や親せき、友人、知人、同僚、隣人など、さまざまな人たちと関わり合いながら生活しており、さまざまな問題や困りごとにぶつかりながら日々を暮らしています。

私たちが暮らす地域社会には、何らかの福祉課題を抱え支援を必要とする人がいます。そして、私たちの誰もがその当事者になりうるといえます。

誰もが安心して暮らしていくためには、

- ①日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決（自助）し、
 - ②個人や家庭内で解決できない問題は隣近所の力（互助）、また、町内会やボランティア、NPOや事業者など組織的な支援の力（共助）で解決し、
 - ③地域の力だけでは解決できない問題は行政の力（公助）で解決する
- といった、重層的な取組・体制が必要となります。

地域には、自身の困りごとをうまく発信できない人、スムーズにコミュニケーションがとれない人がいます。また、客観的に支援の必要な人でもそれを受け入れず、あえて不自由で人に頼らない生活を望むようにみえる人もいます。

昨今の社会問題である孤立死への対策を含め、『第5期芽室町地域福祉計画（本計画）』の基本理念である「だれもが孤立せずに支え助けあう、おもいやり」に満ちた共生のまちづくりを進めるためには、そういった人たちを温かく見守り、真に孤立させない地域社会でなくてはなりません。

基本施策（１） 自分で自分を守る取り組み ～自助の推進

自助、互助、共助、公助の支援と役割分担の考え方は、補完性の原理と呼ばれます。そのなかで、すべての基本となる概念が自助であり、自助のない社会は成り立たないともいわれます。

このことは、防災において「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本とされるゆえんでもあり、自助意識の高揚を図ります。

① 自助の推進

要介護状態や認知症は、閉じこもりや孤立といった生活環境と大きな関係があるといわれます。

自身や家族が健康で、地域において孤立しないために、元気なうちから町内会

などの自治組織の活動に参加し、近所付き合いを活発にしておくこと、老人クラブや趣味活動などを通じて、仲間をたくさんつくることが重要です。

また、ボランティア活動や地域の声掛け、見守り活動に参加しておくことで、自身が支援を必要とする状況になったとき、気持ちよく支援を受け入れる心構えができることから、そうした取り組みを支援します。

災害時要配慮者登録に係る申請など、福祉・介護サービスには自ら手を挙げて申請・登録することが自らの身を守ることにつながるので、制度周知や申請行為への支援を継続し「自助」を推進します。

基本施策（２） 住民相互の支え合い、温かな見守り ～互助・共助の推進

『芽室町自治基本条例』では、第25条において、「私たち町民は、互いに尊重し、協力しあうとともに、自治の主体であることの自覚をもって、まちづくりに参加するよう努めます」として、町民の責務を規定しています。

「無縁」や「孤立」をつくるのは地域環境であるともいわれます。住民相互の支え合いと温かな見守りにより、社会的に支援を必要とする人たちに対し、地域社会とのつながりを失わせない取り組みを推進します。

① 互助の推進

個人や家庭内で解決できないことは、身近な隣人の力を借りて取り組みます。

また、小さな変化を見守りや支援につなげていくためには、より身近な距離感による気づきが重要です。先人に学び、必要時に遠慮なく助けあう「向こう三軒両隣」の関係を目指すご近所付き合いが、住み心地良い地域環境の構築につながります。

特に、急な不調などに際しては、異変にいち早く気づき、気づいてもらえる相互扶助機能が非常に重要であり、そのためには、日常的な会話やコミュニケーションが大切です。

② 共助の推進

身近な力で解決できないことは、地域が連携して取り組みます。

一人暮らしや日中閉じこもりがちな高齢者を対象に、定期的に家庭訪問したり地域でサロンを開く、近所付き合いが希薄で心配な人を見守る体制づくりを進める、自主防災組織を立ち上げるなど、地域の人材と特色を活かした組織的な活動が地域の連帯を強め、孤立を防ぎます。

地域の見守りにおいては、“声かけ”こそが最も大切です。あいさつから始め、ときには適度な距離感を保ちながらも、心配な人を放っておかない地域環境が

求められます。

また、異変に気づいたときには、すみやかに支援機関に連絡する通報機能も求められます。

今後増加する認知症の人への対応についても、さりげなく見守り、おだやかに声をかけることが、事故や行方不明を防ぐことにつながります。

③ 関係機関による見守り支援の推進

介護事業者を始めとする関係機関の支援者には、常にアンテナを高くもち、注意をもって社会的に支援を要する人たちの生活状況の把握に努め、異常や変化を察知し予見する役割が求められます。

基本施策（３） 行政による情報集約と安否確認 ～公助の推進

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会的に孤立しやすい方の見守り体制を構築するとともに、住民や関係機関が主体的に見守る地域づくりを推進します。地域から相談機関に寄せられる様々な心配情報をもとに安否確認や行方不明高齢者の搜索依頼等を実施しています。

①認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の実施

認知症等の高齢者が行方不明となった際に、地域の事業所と協力し行方不明高齢者の早期発見に努めます。

第4章 施策の推進に向けた取り組み

4 計画の推進体制

1 町民・事業者・行政（町）による計画の推進

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、町民・関係団体・事業者・関係機関など、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要であり、それこそが、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、だれもが地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい・地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現につながるものです。

（1）町民・ボランティア・NPOの役割

「地域共生社会」の実現に当たっては、町民一人ひとりが地域社会の構成員であり、地域福祉の担い手であることを自覚することが大切です。

自らが暮らす地域社会に関心を持ち、地域で起こっている問題や課題について自分たちで考え、解決していくための取り組みについて話し合うなど、日常から隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められます。

ボランティアやNPOは、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する地域課題や福祉ニーズに対応することが期待されています。

（2）事業者の役割

福祉サービスの供給主体として町民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により、総合的なサービスの提供を行うことが求められます。

また、どのようなニーズがあるかを積極的に把握することも重要です。

（3）行政（町）の役割

町は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

そのために、町民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、町民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

また、保健福祉医療担当課にとどまらず、庁内関係課や北海道などと密接に連携し、町民への多様なサービスを提供する体制を構築し、庁内が一体となって施策を推進します。

2 社会福祉協議会との連携による社会福祉の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、本計画の目的を実現

するためには、計画の各分野において社会福祉協議会が町民、ボランティア、福祉団体などと協働して、中核的な役割を担うことが必要です。具体的な施策は、芽室町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」に記載され、地域の特性に合わせた地域福祉活動が展開されます。

町は、芽室町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく施策の実現を目指します。

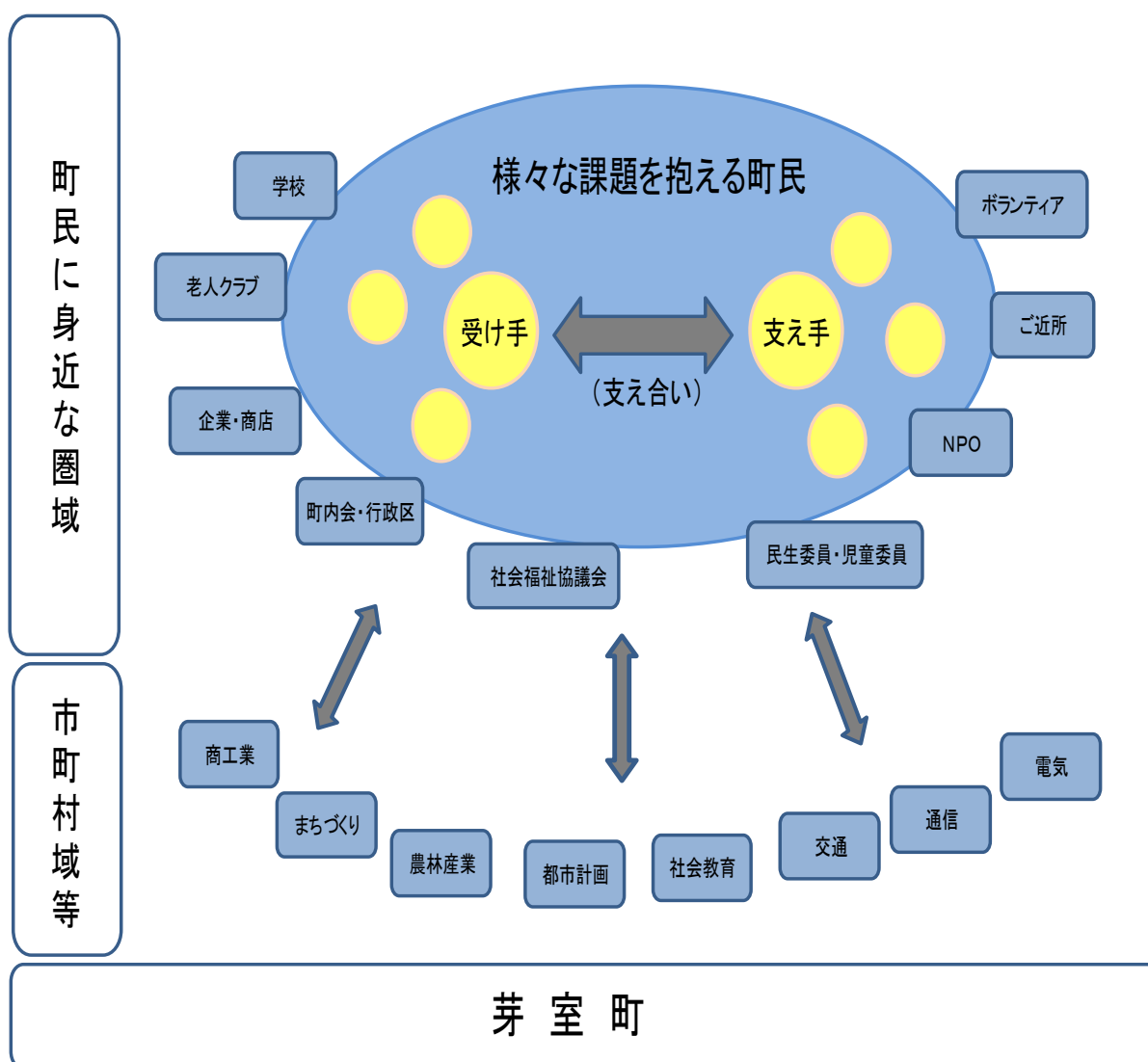
3 計画の進行管理

町が審議会として設置した「芽室町総合保健医療福祉協議会」の「地域福祉部会」において、毎年度進行管理します。

第4章 施策の推進に向けた取り組み

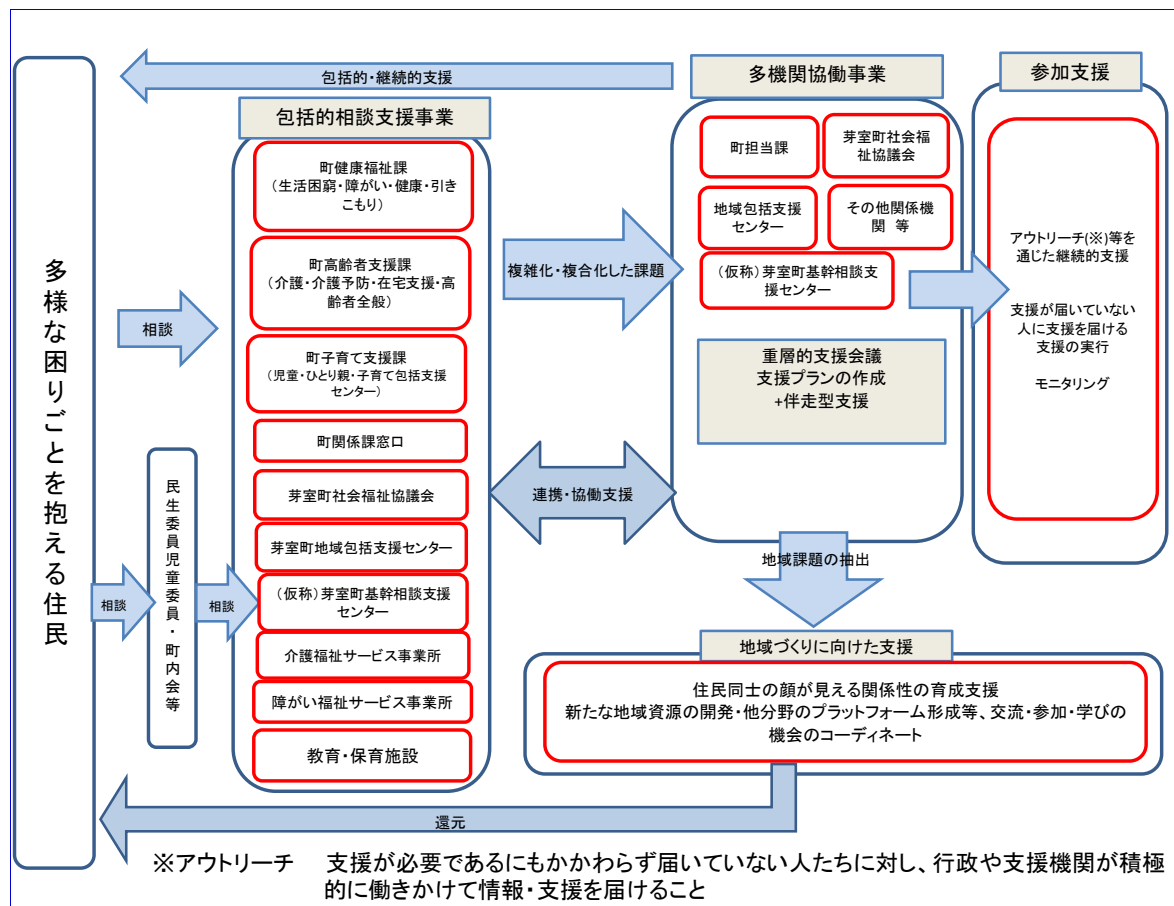
5 地域共生型社会イメージ

福祉的な支援を必要とする方々が地域で安全に安心して暮らし、地域の中で孤立することがないように、町や社会福祉協議会、町内会・行政区等の関係機関や、民生委員児童委員、老人クラブ、民間事業者による重層的な支援を行うとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、まちづくりを共に進めていく社会を目指すものです。



重層的支援体制のイメージ

高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談支援では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、孤立しているケース等を確実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような重層的支援体制づくりを検討します。



相談者の属性、世代、相談内容に応じて、「包括的相談支援事業」として、町担当課、関係機関で相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化、複合化した事例については「多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもと支援できるようにします。

長期にわたり引きこもりの状態にある人等、自ら支援につなげる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援します。

相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には「参加支援事業」により、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

地域づくりに向けた支援を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を作るほか、他事業との相乗効果で社会的孤立の発生、深刻化を防止します。

これらの事業が重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する重層的支援体制を構築していきます。

資 料 編

1 第5期地域福祉計画策定に係る関係団体からの意見聴取

計画策定にあたり、地域福祉活動を推進いただいている各団体が、活動するにあたっての困りごと、意見、要望したいこと等を把握し計画に反映するために、令和4年1月～12月に、下記団体から意見聴取を実施しました。

芽室町民生委員児童委員協議会委員からの意見聴取

- ・担当地区が他の町内会のため、面識がなく仕事がやりづらい
- ・近所に2件 10代と50代の引きこもりの家族がいるお宅があるが、どこまでかかわってよいかわからない。
- ・個人情報に「非課税世帯」の記載があると各種申請でこれに該当すると、直接本人に話をして対応可能と考えます。個人情報のため困難はあると考えますが、「災害時要配慮者一覧表」に(ABCD)のように記号で示すのも一つの考えでは。
- ・ホットボイスにも掲載されていますが、個人ではなく、公営住宅の空き家(転居等)の南側空地、入居時は畑などで利用されているが(雑草のところもあるが)、空き家になると雑草畑になっていることから、大家である町が維持管理上、草刈が必要と考えます。
- ・担当人数が多く、きめ細かに行動できない
- ・コロナ禍で家庭訪問をしていません。来年からいただいたパンフレットを持参してお話をする機会を得ていきたいと思います。まず、最初の一回ですし全世帯を訪問するべきなのでしょうか。
- ・歯科医院の跡地やその他、非常に新築戸数が増えています。個人情報がネックになっていますが、家庭内容は役場で教えてくれるのでしょうか。
- ・民生委員になってすぐコロナ禍と重なってしまい、町内会の行事等が縮小されたり、訪問することが限定されたりと、地域に関わりにくい状況にあります。
- ・地域を把握するための手だて等について教えていただきたい。
- ・民生委員の役割について、長く民生委員をされている方との交流の場や、いろいろな事例の考察の場が必要だと思います。
- ・町の方で気になっている方がいる場合は、連携を密にした中で取り組める体制があると良い。
- ・コロナ禍の中での活動について、中々思うように出来ていない。
- ・子どもたちの様子等、情報が無く、どのように関わって言ったらよいかかわからず、困っている。詳しい情報が得られない。いつも自問自答している。具体策を出してほしい。
- ・協力してほしいことがあれば申し出てほしい。できる事があればお手伝いしたいと思います。
- ・民生委員の役割がどこまでなのかわからないことがある。
- ・他の民生委員さんの活動や困ったことなどの事例を聞きたい。
- ・担当地区の緊急通報システムの電話のついている方の名簿が欲しい。
- ・福祉防災調査票の作成から15年がたち、緊急連絡先の方も高齢化し、連絡先の変更もあります。民生委員の仕事が増えました。とても回りきれません。調査票登録者の転居・変更・死亡等あつ

たときは役場に連絡か、年1回緊急連絡先の方の変更が無いか確認してほしいです。災害時要配慮者台帳登録者のうち、長期不在者情報を共有化して見回り、巡回時に役立てたい。役場で把握している不在者、民生委員が把握している情報を、ネットを通してシステム閲覧できるようにしてほしい。

- ・長期不在者とは、入院中、介護施設等に入所中の者（原因・病状）。民生委員活動の中で、一人暮らし者宅の見回りをしています。孤独死させない情報、災害時要配慮者登録台帳システムの閲覧は個人情報として重要なので、民生委員が閲覧できる別の新システムを要望します。
- ・近所に経済的に破綻しかけていると思われる家があり、家長に何とかしようという意識が低いため、周囲では心配している。民生委員としてどう立ち入るか迷っている。
- ・隣人との関係不良で、花苗等の盗難を双方が主張し合い、仲裁を訴えられました。一応双方をなだめましたが、いさかいに不安を感じました。町内会長と話し合い、交番にも届けておきましたが、民生委員としてどのような対応をすることが良いかわかりません。
- ・高齢者世帯の奥様に健康不良があり、ご主人からも不安を訴えられました。地域担当の係の方に相談し、訪問していただきましたが、本人より関わることを拒否されました。福祉防災調査票に登録できず、見守る事しかできません。登録台帳の意義に迷いを感じています。
- ・民生委員活動が、コロナにより各種の誓約を受け、活動低下が見受けられる。今後の活動に懸念。
- ・近年民生委員のなり手不足が新聞などでニュースとなっているが、民生委員の活動、地域住民との触れ合い等について周知願いたい。
- ・高齢者の社会参加に支援、協力が欲しい。各種団体等、行政にも合わせた総合的な支援、協力を望みます。
- ・担当地区での民生委員が必要と思えることがないので、その場合は何をすればよいか。
- ・災害時には民生委員の役割はどうすべきか教えてほしい。手当を少しでも上げてほしい。
- ・児童虐待・ヤングケアラー。当事者が隠すことが多いため、表面化しにくく深刻化しやすい。住民や学校からの通報で発覚することが多い。しかし、コロナ禍で人との接触がしにくく取り組めないでいる。行動制限がなくなり、感染状況を見ながら学校訪問をしたい。
- ・担当地区住民の住所氏名・住宅地図の情報を提供してほしい。町内会未加入者の情報も提供してほしい。
- ・災害時の自主防災組織の機能の充実と担当地区での民生委員の役割を示してほしい。すべきことがはっきりしていると動きやすいと思います。
- ・先輩委員の活動を知りたい。困った相談の解決法や心掛けている事などを参考にしてみたい。

生活支援体制整備推進協議体会議からの意見聴取

- ・ガン、脳梗塞を克服された方々にも参加していただき、健康づくりをしながら人のつながりを作っています。高齢者支援活動推進事業の報償費拡充・引き上げをお願いします。
- ・高齢化により退会者が徐々に増え、会員が不足してきている。コロナ禍で親睦会ができないでいる。コロナで活動も少なくなっている。
- ・サロン11年目、担い手も高齢化、担い手不足。休会していた間に体調を崩した人が多かった。交流の機会が少ないのが問題だった。
- ・上美生に住むものとして要望したい。元気な人でなければ中心地まで生きにくい現状あり。ふまねっとは用具あれば活動したいと考えています。ちょこっとサポートも理解されるよう、もっと

啓発が必要かと思います。

- ・サークルと立ち上げる際、金融機関等では規約、代表の身分証明が必要となり、数回訪問しなければならない。（役場から紹介状があると良いのでは）
- ・町内の会館を使用する場合、管理人の方から役場から言われているから自粛をしてくださいと言われる（コロナ対策をしているのに）
- ・会員（提供者・利用者）の全体のバランスに不足を感じる。特にこの数年新規利用者の入会が無い、死亡等による退会者分の補充ができない状況が続いている。また、提供者についても高齢化による影響があり、若い担い手不足は今後の会の存続に深刻な状況をもたらすと考えている。
- ・昨今の経済状況の悪化もあり、特に利用しようと考えている方に費用負担が重いのかかもしれません。そのための方法も検討課題と考えています。

ボランティアセンター運営委員会からの意見聴取

- ・令和4年5月より運営委員になったため活動全般にわたってまだ理解不足です。コロナ感染が増加すると、ほとんど予定していた事業が中止や延期になる現実があります。できればコロナ禍を考慮した事業内容を構築していく必要を感じました。
- ・ボランティアセンター運営委員会においての課題は、令和2年2月頃からコロナ禍の波が押し寄せ、ボランティア活動の動きが鈍りました。各理事者と事務局に助けていただきながら、過去の資料を見ながらの活動が続いております。コロナで他団との交流が減りましたが、ウィズコロナを考えながらボランティア活動の推進を図りたいと思います。

《参考資料》

第 5 期芽室町地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
令和4年 7月22日	令和4年度 第1回芽室町総合保健医療福祉協議会 (委員委嘱、正副会長互選、計画(案)策定諮問、スケジュールの説明、前年度部会活動報告)
8月12日	庁内関係課打ち合わせ ※以下随時開催 (第4期計画の基本設計、主要サービス一覧表の更新依頼)
8月25日	令和4年度 第1回地域福祉部会 (部会長互選、計画(案)策定方針)
9月28日	令和4年度 第2回芽室町総合保健医療福祉協議会 (第4期計画の素案協議)
11月21日	令和4年度 第2回地域福祉部会 (第5期計画の素案協議)
12月23日	令和4年度第3回芽室町総合保健医療福祉協議会 (第4期計画の原案協議)
令和5年 1月17日	令和4年度 第3回地域福祉部会 (第5期計画の原案協議)
令和5年 1月19日	芽室町議会 厚生文教常任委員会への説明
令和5年 1月 日	まちづくり意見募集(パブリックコメント)の実施



健 康 第 1 9 9 号
令和 4 年 7 月 2 2 日

芽室町総合保健医療福祉協議会
会長 研 谷 智 様

芽室町長 手島 旭

芽室町総合保健医療福祉協議会所掌計画（案）の策定について（諮問）
次の計画を策定するに当たり、芽室町総合保健医療福祉協議会条例第2条第2項の
規定に基づき、答申を受けたく貴協議会に諮問します。

記

諮問事項

第4期芽室町総合保健医療福祉計画（案）の策定
第5期芽室町地域福祉計画（案）の策定

（健康福祉課社会福祉係）



令和5年3月3日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町総合保健医療福祉協議会
会長 研 谷 智

第4期芽室町総合保健医療福祉計画（案）ほか1件について（答申）

令和4年7月22日付け健康第199号で諮問のあった標記の件について、本協議会は次のとおり答申します。

記

第4期芽室町総合保健医療福祉計画（案）、第5期芽室町地域福祉計画（案）について、本協議会において慎重に審議を行なった結果、それぞれの計画（案）を別冊のとおり返申します。

なお、各計画の推進に当たっては、計画策定の意義及び審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、次のことに努められたい。

1 第4期芽室町総合保健医療福祉計画

第5期芽室町総合計画後期実施計画と連携し、町民一人ひとりが住み慣れたまちで生涯を通じて健やかに暮らせるよう、ライフステージの視点と保健・医療・福祉を中心とした関係施策の推進に努めるとともに、現代における多様な困りごと・課題を抱える町民に対する包括的・重層的な支援体制づくりを推進し、より質の高いサービスの提供を図られたい。

2 第5期芽室町地域福祉計画

計画期間はもとより、長期的な視点に立った地域共生社会の実現に努めるとともに、すべての町民が生活の拠点である住み慣れた地域で、絆を保ちながら地域の一員として生活を送ることができるよう、町民との協働をもって施策を進められたい。

芽室町総合保健医療福祉協議会委員名簿

令和5年 月 日現在（答申日）

分野	所属団体等	職	氏名	会職
保健・医療	公立芽室病院	院長	研谷 智	会長
保健・医療	十勝歯科医師会芽室歯科医会	会員	家内 典夫	
保健・医療	芽室町国民健康保険運営協議会	会長	村上 哲也	
福祉・介護	社会福祉法人十勝立正福祉事業会	理事長	紺野 裕	
福祉・介護	社会福祉法人柏の里めむろオークル	業務執行理事	古川 誠	
福祉・介護	社会福祉法人芽室町社会福祉協議会	会長	小椋 孝雄	副会長
教育関係者	芽室町校長会	会長	尾崎 俊明	
教育関係者	芽室町PTA連合会	会長	鈴木 嗣人	
関係機関・団体	芽室町農業協同組合	代表理事 組合長	宇野 克彦	
関係機関・団体	芽室消費者協会	副会長	野崎 美保子	
関係機関・団体	芽室町民生委員児童委員協議会	会長	鈴木 昇	
関係機関・団体	芽室町商工会	会長	明瀬 禎純	
関係機関・団体	芽室町市街地町内会連合会	会長	白銀 孝志	
関係機関・団体	芽室町社会教育協会連絡協議会	会長	前田 尚宏	
関係機関・団体	育児ネットめむろ	会長	小池 和枝	
町民			吉口 美喜子	
町民			若狭 富美子	
学識経験者	社会医療法人社団三草会りらく	事務長	小西 弘和	
学識経験者	社会福祉法人慧誠会	専務理事	植松 哲子	
学識経験者	芽室町老人クラブ連合会	会長	矢野 征男	

茅室町総合保健医療福祉協議会地域福祉部会委員名簿

[illegible]

第5期芽室町地域福祉計画

令和5年3月

発行：芽室町

企画・編集：健康福祉課

〒082-0014 北海道河西郡芽室町東2条2丁目 14 番地

TEL：0155-62-9723

FAX：0155-62-0121